近江八幡市

避難誘導マニュアル指針

令和3年3月改訂

はじめに

平成25年9月の台風18号は、滋賀県では記録的な大雨となり、16日午前5時5分に特別警報の運用開始後、初めてとなる大雨特別警報が発表されました。そして、近江八幡市の日野川の水位は、短時間に計画高水位を超過し、一部堤防の損壊をもたらし、応急の堤防補強工事を施すとともに、近隣住民への避難指示を発令しました。また、蛇砂川、山本川、三明川などの主要河川や西の湖においても、急激な水位上昇による危険個所の土嚢などによる補強対策を講じましたが、越水による浸水被害が発生しました。

平成29年10月の台風21号では、大雨による避難勧告を発令し、河川の増水による越水、日野川堤防のズレ、法面の破損2箇所などの被害が発生しました。

また、平成30年7月の梅雨前線を刺激した豪雨では、沖島町に土砂災害による避難勧告を発令し、沖島町及び円山町地先における県道2箇所で土砂崩壊のため通行止めによる通行を規制しました。この豪雨では、道路の冠水、床下浸水、敷地内浸水などの被害が発生しました。

平成30年9月の猛烈な勢力で到達した台風21号は、風台風で家屋の損壊、農業施設の全壊、倒木など市内に大きな被害が発生しました。

このような災害時には、「自助」(自分の命は自分で守る)・「共助」(近所や町内でお互いに助け合って地域を守る)・「公助」(行政、消防、警察の取り組み)が互いに連携し、被害を最小限にすることが大切です。その中で、まずは「自助」が重要で、住民一人ひとりが災害発生メカニズムや前兆現象を理解し、災害情報に強くなるとともに、「日頃の備え」が大切です。

過去の大規模な災害における「自助」の重要性を示す例として、北海道の有珠山噴 火の際に住民が行った自主的な避難や、東日本大震災時の「釜石の奇跡」と呼ばれる 津波からの避難は、防災教育や防災マップによる日頃からの意識啓発が功を奏した結 果といえます。

しかし、自助だけでは限界もあり、地域住民の支え合いである「共助」も、とても 重要なことです。実際に災害が起きた時には、隣近所や自治会で互いに声を掛け合う とともに、高齢者や障がい者、子どもなどへは避難の支援をするなどの助け合いが必 要です。

阪神淡路大震災で救出された人のおよそ8割は近所の人などに助けられました。また、 平成26年11月に発生した長野県北部地震では、震度6弱の大きな揺れにより長野県 白馬村で40棟以上の家屋が全半壊したにもかかわらず、住民による安否確認と救出活動が功を奏し、死者をゼロに抑え、「一白馬の奇跡一」として、全国の防災モデルに紹介されています。このように、災害時には、地域でお互いに助け合う「共助」が非常に重要であります。

本マニュアル指針(以下「指針」という。)は、災害発生時に自発的な自助行動を起こすために必要な日頃の備えや知識、また、住民が安全に避難できるよう自治会の避難支援体制づくりに向けて必要な内容をまとめたものです。

この指針を参考に各自治会や自主防災組織において避難所(以下「避難施設」を含む。)まで避難誘導するためのマニュアルを作成していただければ幸いです。

なお、災害発生メカニズムや前兆現象などは代表的なものを記述するにとどめており、個別の判断が必要となることに留意していただきますようお願い申し上げます。

目 次

第1草 共通	直編	1
1 災害に	こ対処するためには	1
1-1	災害に強い地域づくりをすすめよう	1
1-2	自助、共助、公助が大切です	1
1-3	共助から始まる災害時の助け合い	1
2 7=	ュアルを作成しよう	3
2-1	マニュアル作成の流れ	3
2-2	マニュアル作成にあたっての検討事項	5
2-3	避難フローをイメージしておこう	6
3 防災情	青報に強くなろう(平常時、緊急時)	10
3-1	防災情報をうまく活用しよう	10
3-2	気象情報を知ろう	12
3-3	気象情報を目安に準備・行動をしよう	19
3-4	20 注意し、必要時は迅速に避難しよう	20
4 自分な	ウ家族がすること	22
4-1	自分の地域の特徴を知ろう	22
4-2	安否確認の方法や連絡手段を決めておこう	22
4-3	備蓄品を準備しておこう	25
5 地域で	で取り組むこと	28
5—1	地域の特性を知ろう	28
5-2	要配慮者がいることを意識しよう	30
5-3	自主防災組織との連携で、地域防災力をアップする	31
5-4	研修・訓練で地域防災力をアップする	32
5-5	マニュアルを活用してみよう	33
第2章 水語	喜 対策編	35
1 水害な	から命を守る!	35
1 – 1	水害の特徴を知ろう	35
1-2	水害のメカニズムを知ろう	36
1-3	水害ではここに注意しよう	43
2 落ち	≦いて避難しよう	49
2-1	自助行動の重要性	49
2-2	避難に備えよう(直前の確認)	50

2-3	避難する 「自分の命を守るための行動」	51
第3章 十	砂災害対策編	54
	ジミから命を守る! 災害から命を守る!	
1-1		
	土砂災害のメカニズムを知ろう	
	土砂災害ではここに注意しよう	
	 ii いて避難しようii	
	自助行動の重要性	
2-2	避難に備えよう(直前の確認)	62
2-3	避難する	64
第4章 地	雲対策編(市内全域が対象となります)	66
1 地震	が起きる前に	66
1 – 1	地震を知る	66
1-2	自宅の脱出ルートを考える	67
1-3	火災への備え	68
1-4	家屋や家具倒壊への備え	70
2. 地震(こあったら	73
2-1	屋内編	73
2-2	屋外編・乗り物編	78
3. 揺れた	が収まったら【消防庁防災マニュアルより引用】	81
3-1	身の安全の確保	81
3-2	避難の判断	81
3-3	避難の行動	82
3-4	帰宅困難者	84
3-5	救出•救護	85
	編	
1 気象	情報、防災情報の詳細	86
1 – 1	テレビから入手できる情報	86
1-2	メールの受信により入手できる情報	87
1-3	インターネットで入手できる情報	90
2 避難1	行動要支援者の避難支援について	93
2-1	避難行動要支援者支援制度とは	93

2-2	マニュアルの対象となる避難行動要支援者	93
2-3	避難支援等関係者とは	94
2-4	災害時に備えた平常時の対策	94
2-5	災害発生時の対応	
3 要配慮	電者の特徴と支援のポイント	97
3-1	寝たきりの人への配慮	97
3-2	認知症を有する人への配慮	98
3-3	視覚障がいのある人への配慮	98
3-4	聴覚障がいのある人への配慮	99
3-5	音声・言語機能に障がいのある人への配慮	99
3-6	肢体不自由のある人・平衡機能障がいのある人への配慮	100
3-7	内臓部(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸機能)に障害の	
3-8	高齢者(一人暮らしや高齢者だけで住んでいる人)への配慮	
3-9	知的発達に障がいのある人への配慮	102
3-10	発達障がい・精神障がいのある人への配慮	102
3-11	妊婦・乳児のいる母親への配慮	103
3-12	子ども(乳幼児・児童)への配慮	103
3-13	外国籍住民への配慮	103

第1章 共通編

この共通編では、水害や土砂災害、地震など災害の種類によらず、全ての災害に共通する内容を記載しています。

1 災害に対処するためには

1-1 災害に強い地域づくりをすすめよう

地域においては、子ども、若者、高齢者、障がいのある人などさまざまな人が生活しています。これら地域住民が災害発生時に適切に対処し必要時には避難を行い身の安全を守るためには、日頃から地域住民同志がつながりを持ち、災害への備えや支え合いのしくみを作っておくことが大切です。

地域によって、人口構成やコミュニティの強弱、災害への危険度の大小など状況が異なります。このように地域によって課題や人的資源等に応じて対処することが求められ、自治会という単位での取り組みが非常に大切となります。

1-2 自助、共助、公助が大切です

災害への対処といっても、災害への備え、災害が起こりそうな時、実際に災害が起こった時、復旧までの生活などそれぞれの場面での対応が必要です。そして各場面で自らがすること=「自助」、地域住民やボランティアがすること=「共助」、行政、消防、警察などがすること=「公助」の役割があります。これら3つの要素(主体)が互いに協力・補完し合って初めて災害への対処ができます。なお、災害に関する共助は、自治会や自主防災組織等を中心とした取り組みです。

自分(家族)の命は、自分で守る 災害への学び ・災害情報の収集 近所や自治会でお互い 備蓄品の準備 に助け合う ・家族での話し合い 等 ・ 地域特性の把握 • 定期的な避難訓練の実施 行政、消防、警察の • 防災講座の開催 • 備蓄品の準備 取り組み 自主防災組織による活動 ・ 学習機会の提供 自助 • 救援、支援活動 等 ・災害情報の発信(平常 時、緊急時) •避難所、備蓄品の整備 相互に • 救援、支援活動 等 協力・補完 公助 共助 1

1-3 共助から始まる災害時の助け合い

過去の災害において、救出・救助の大半が自助・共助によって行われました。

下図は阪神淡路大震災の時の救助者の割合を示したものですが、その8割が共助により 命を救われています。

洪水や土砂災害、地震などの大規模災害が発生したときに、行政機関による救援体制が 整うまでには時間を要します。

したがって、もし災害が起きたら、まずは自分の力で適切な避難行動を取ったうえで、 隣近所をはじめとした地域における避難支援の取り組みが重要となります。また、地域の
 中には自分の力で、避難することや、避難のための情報を得ることが困難な人がいます。 こうした人を救助するには、やはり「共助」の力が大きく関わってきます。

次ページからのマニュアル作成の流れを参考に、まずは皆さんができることから取り組 み、災害に強い地域づくりをすすめていきましょう。

救助者の割合 要救助者 35.000人のうち・・・ 約8.000人 ■警察・消防・自衛隊等により救出 約27,000人 ■近隣住民等により救出 生き埋めや建築物閉じ込めに遭われ た方のうち、約8割の人は近隣住民 に救助されています!

平成26年(2014年)防災白書より

「一白馬の奇跡―」・・・長野県北部地震

平成26年11月に発生した長野県北部地震では、震度6弱の大きな揺れにより長野 県白馬村で40棟以上の家屋が全半壊したにもかかわらず、住民による安否確認と救出 活動が功を奏し、死者をゼロに抑え、「一白馬の奇跡―」として、全国の防災モデルに 紹介されています。

2 マニュアルを作成しよう

2-1 マニュアル作成の流れ

4	ĺ	/	١	E	=
		į		į	
Ī	Ē	1		I	ı

E	取り組みの手順	主 な 内 容	参考頁
助の	災害」や「共 」」について地域 中で共通認識を つ	★自治会・自主防災組織等関係者や地域住民が、各災害の特徴等基本的事項や「共助」について学び、また災害ごとの特性を理解する	P1 第2章 ~ 第4章
活	動体制を整える	★自治会・自主防災組織等の中で、組織体制を考える ・各組織の役割分担 ・取り組み内容の検討	P4~5 P30~34

作成に取り組む

地域の特性を知る	★地先の安全度マップやハザードマップで地域の危険度や避難所を確認する ★地域住民の実態把握例: 昼間・夜間の人の動き、要配慮者等の実態	P28~30 P92~102
「自助」を促す	★防災・災害に関する情報収集の方法を考える ★災害時の取り決めを家庭の中でしておく ★非常持出品を準備しておく ★家具の転倒防止等をしておく	P10~11 P22~27 P70~72
地域住民の避難 方法・体制を決 定する	★避難時や避難所生活での支援体制を確認する ・避難の情報伝達・安否確認の方法を検討 ・地域の一時避難場所、一時集合場所の確認 ・避難路の確認をして避難所までの誘導体制を作る ・避難所生活で必要な支援を考える 等 ★特に支援を要する人の地域での支援体制を決める	P5

活用する

災害時の状況を	★出来上がったマニュアルをもとに、避難訓練を繰り	
想定する	返し行う	
意識啓発を図る	★マニュアルの周知、防災啓発ハンドブックの活用等	P30~34
日頃からの関係	★日常生活の中で、交流の機会を増やす	
を作る	★顔の見える関係づくり	



住民同士の助け合いによる避難誘導体制が確立!

- ※あくまでこの手順は一例です。地域の実情に応じて、できることから始めてください。
- ※地域のマニュアルが出来上がっても、避難訓練を行わなければ、いざという時の対応が難しくなります。地域で作成されたマニュアルを使用して避難訓練を行うことが重要です。
- ※地域の避難誘導マニュアルに基づき避難訓練を行い、必要に応じて地域の避難誘導マニュアルを改訂してください。

地域ぐるみの取り組み事例 ※下図参照

地域の中には、先進的に地域ぐるみで取り組みをされているところもあります。 次の事例は一例ですが、今後の地域ぐるみの取り組みの参考として、各地域にあった取り組みを行ってみましょう。

①R町の取り組み

- 班単位で住民すべての体制を作っている例 -

R町では、班ごとに自治会の全ての住民名簿を作成し、その中に一人で避難することが困難な人がいる場合は、誰がどの人を助けに行くのかという支援体制を組まれています。また、災害時に備えた避難訓練を年に2回行い、その中で支援体制の確認もされています。

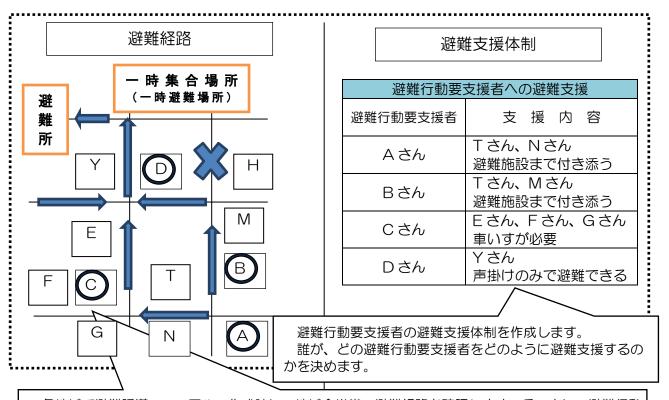
②M町での取り組み

- 自主防災組織が中心となって取り組んだ例 -

M町では、自主防災組織が中心となって、避難行動要支援者の名簿をもとにした避難支援体制を組み込んだ地域全体の避難計画を作られています。台風が近づいてきたときには、事前に避難行動要支援者宅へ訪ねていき、夜中であっても自主防災組織メンバーが訪ねることがあるので、避難準備をしてほしいとの声かけをされています。

※ 「避難行動要支援者」については、P30及びP93以降を参照ください。

(↓マニュアルのイメージー部)



各地域で避難誘導マニュアルの作成時に、地域全世帯の避難経路を確認します。その中に、避難行動要支援者の居住地を落とし込み一時集合場所や避難所まで避難誘導ができるようにします。

2-2 マニュアル作成にあたっての検討事項

自治会や自主防災組織等が中心となり地域住民の避難方法や支援体制を考えていただく手段として、以下の取り組みが考えられます。地域の実情に合わせて取り組んでください。

① 避難ルートの確認

- ・被災の状況で異なってくるため、一時集合場所や避難所までの複数の避難ルートの 確認
- 避難を妨げるものがある場合の対処方法の検討
 - (例)建物の倒壊等で通れなくなる場合、高層住宅である場合、支援者が不足する 場合など

② 一時集合場所(一時避難場所)の確認

- ・ 複数個所の確認
 - (例) 地震・洪水などの災害別に分けて第一候補、第二候補として、危険がある場合は次の候補場所に移動するなど

③ 情報の伝達ルートの決定

・誰がどの時点でどのように伝えるかの決定

(例)

誰が 自治会長等 ⇒⇒ 役 員 ⇒⇒ 組長(班長)⇒⇒ 自治会員 どの時点で 警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示が発令されたら どのように 電話で、 ファックスで、 直接声かけをして など

④避難行動要支援者の避難支援の方法の検討

・誰がどのように避難支援を行うのか

(例)

誰が 自治会が、自主防災組織が、近隣住民が、家族がどのように 声かけのみ、声かけと何人かで支援して など

⑤ 安否確認の方法を検討

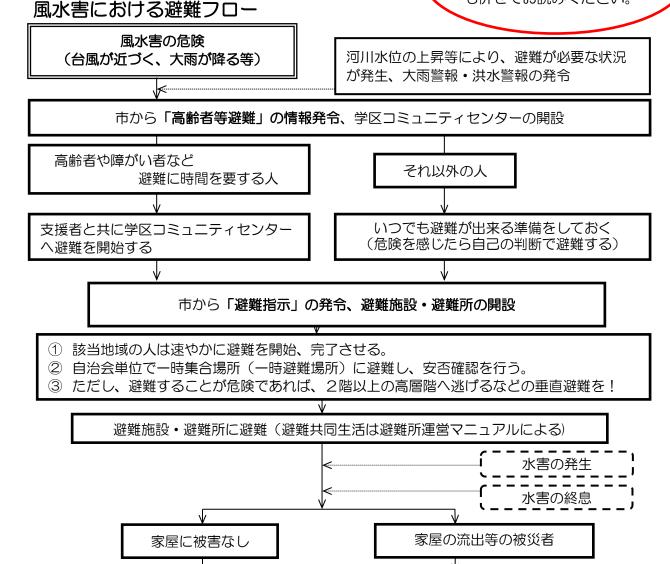
- 一時集合場所(一時避難場所)に集まる人は誰がいるのか
- ・一時集合場所(一時避難場所)にいない人は、どのように確認をするのか (例)自宅に見に行く、電話をするなど

⑥ 避難所生活での注意点の検討

- 特に支援の必要な人に対しての配慮はどうするのか
- ペットなどを飼育している場合はどうするか
- 自宅に残っている人への情報伝達はどうするのか
- ・非常持出品の持ち出し など

2-3 避難フローをイメージしておこう

風水害時の対処の参考として、第2章「水害対策編」 も併せてお読みください。



避難所等の定義

帰

宅

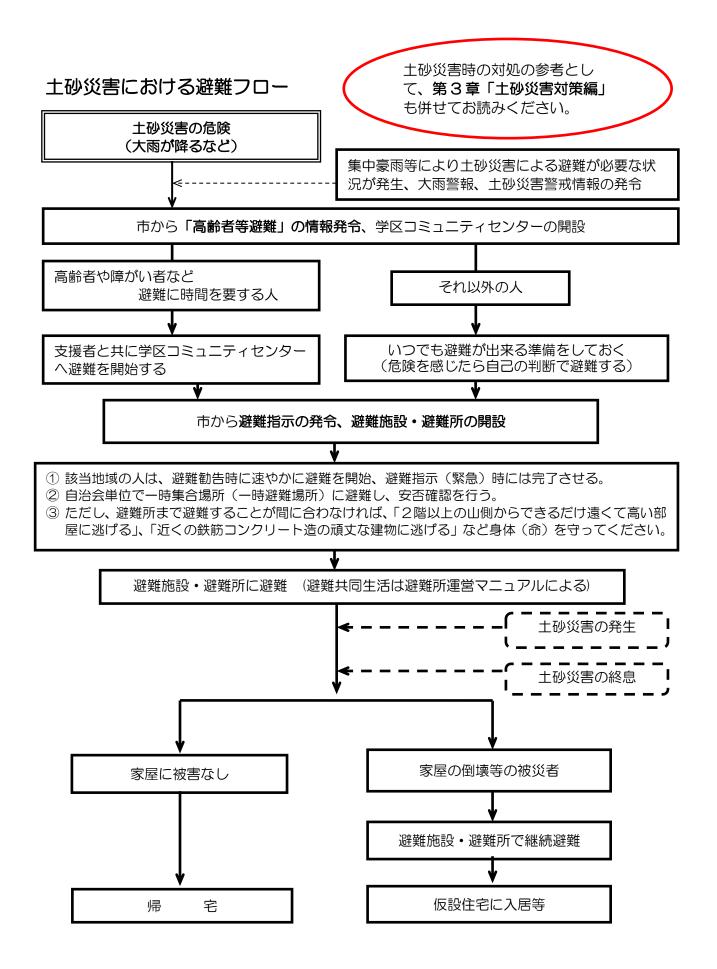
〇 一時集合場所(一時避難場所) : 自治会が公園や自治会館などを独自に選定し、自治会で安否確 認を行い、その後、避難施設や避難所に移動します。

避難施設・避難所で継続避難

仮設住宅に入居等

- O 避 難 所:地震、水害等によって、市が指定する一時的に避難が可能となる施設であり、 避難生活が長引く場合は避難施設に移動します。
- O 避 難 施 設 : 市が指定する避難施設であり、災害時に対応した飲料水、電気、排泄物の処理等の設備を備え、学区民の約1割が短・中期的に避難生活が可能となる地域の防災

拠点(学区コミュニティセンター等)となる施設



地震発生時における避難フロー 大規模地震時の対処の参考と して、第4章「地震対策編」 も併せてお読みください。 大規模地震発生 ① 揺れがおさまるまで、自分や家族の身の安全確保をする。揺れがおさまったら、周辺の安全を 確認して避難を開始する。 ② 火災は発生していないか、倒壊した家屋に挟まれた人はいないか等、要配慮者を含む隣近所の ③ 一時集合場所(一時避難場所)の危険性確認 一時集合場所(一時避難場所)に危険性が無 一時集合場所(一時避難場所)に危険性が有 一時集合場所(一時避難場所)に避難 その他の安全な場所へ避難 一時集合場所(一時避難場所)の避難者の確認 避難してない住民の安否確認(P9 救助フロー参照) 避難施設・避難所へ移動する ・ 余震や二次災害のおそれがない ※地震による土砂災害などの二次災害 の危険が高まれば、避難指示が出され ます。その際は、速やかに避難してく ださい。

家屋倒壊等の被災者

避難施設・避難所で継続避難

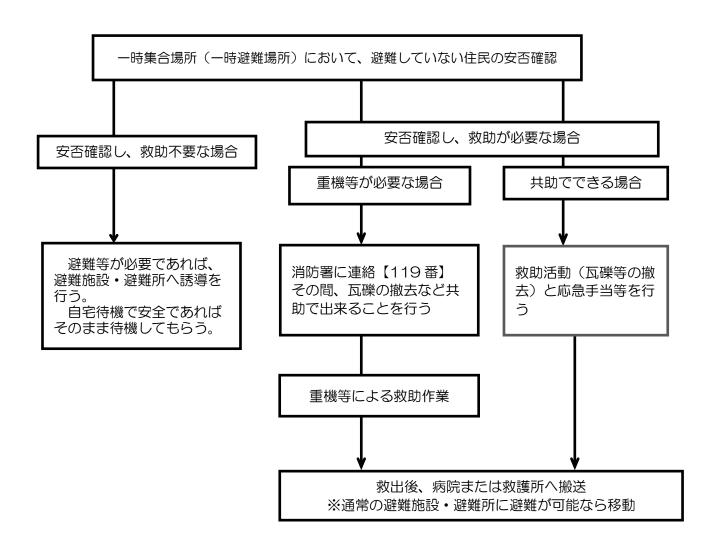
仮設住宅に入居等

家屋に被害なし

宅

帰

地震発生時における救助フロー



3 防災情報に強くなろう(平常時、緊急時)

3-1 防災情報をうまく活用しよう

災害への備えとして知っておくべき情報は、国、県、市、民間などあらゆる機関から、 様々な媒体で発信されています。自分の身を守るために、いつ、どんな情報をどこで入手 すればよいか知っておきましょう。

防災情報は、平常時に確認しておくべき情報と、いざ大雨が降り出したときや地震が起こったときにチェックすべき情報があります。

また、提供される情報は、水害や地震など災害の種類によるものと、どの災害にも共通するものとがあります。

次の「各種防災情報の入手に適した情報媒体」を参考にしてください。

表示ページを今ずぐ参照!

【各種防災情報の入手に	こ適した	情報	媒体】				
情報媒体 および 活用のタイミング	タイミング 緊急時=緊情報活用の 平常時=平	ラジオ	テレビ	紙•冊子	パソコン (インターネット)	携帯・スマートフォン	詳細の説明ページ
〇テレビ・ラジオ 各種警報・気象情報、 河川・土砂災害情報など	緊	0	0	_	0	0	P12 ~21 P86
○滋賀県土木防災情報システム 気象情報、河川防災情報、 土砂災害関連情報など	平 • 緊		0	_	0	0	P59 P90
〇しらしが(しらせる滋賀情報サービス) 防災情報や避難情報のメール配信	平 • 緊	1			0	0	P87 ~88
〇近江八幡 Town-Mail 近江八幡市の避難情報のメール配信	平 • 緊	_	_	_	0	0	P87
〇エリアメール・緊急速報メール災害情報・避難情報のメール配信	緊	_	_	_	0	0	P89

〇レーダー・ナウキャスト(気象庁) 降水強度を現在から1時間先まで予測	緊系	_	_	_	0	0	P91
OXRAIN雨量情報(国土交通省) 局所的な雨量をリアルタイム表示	緊	_	_	_	0	0	P92
〇川の防災情報(国土交通省) 洪水予報・川の水位などの情報	平 • 緊	_	_	_	0	0	P92
〇地先の安全度マップ 大雨が降った場合の想定される 浸水深マップ	平	_	_	_	0	0	P28
〇ハザードマップ 洪水時における浸水想定区域、避難場 所等を表示したマップ	平	_	_	_	0	0	P28
○滋賀県防災情報マップ 地震・洪水における危険地帯のマップ	平	_	_	_	0	0	P29
○避難所一覧 市の避難場所一覧	平	_	_	0	0	0	P29
〇滋賀県防災ポータル 滋賀県の総合的な防災関連サイト	平 • 緊	_		—	0	0	P92

※高齢者や障がい者などの要配慮者自身も、多様な手段を活用して情報が取得できるように努めましょう!

₫マメ知識

避難先では、情報入手の手段として使うことのできる媒体が限定されます。 例えば停電になった状況では、充電機能が付加されていないパソコンやテレビは 使用できません。

また、充電を頻繁に行わなければならない携帯電話・スマートフォンに比べると、電池で動き長持ちするラジオの方が、避難先の情報媒体として優れています。このため、避難先では使える情報媒体が限られることをあらかじめ知っておいた上で、刻一刻と変化する状況を正確に把握するためにも、複数の情報収集手段を事前に確認しておきましょう。

3-2 気象情報を知ろう

水害や土砂災害に備えるためには、気象情報の確認が基本です。注意報や警報など基本の情報の意味を確認するとともに、最近各地で被害をもたらしている土砂災害についても知ることが大切です。地震や竜巻は予測が難しいのが現状です。

(1) 早期注意情報、注意報、警報、特別警報

気象庁において、大雨や暴風などによって発生する災害の防止・軽減のため、気象警報・注意報や早期注意情報(警報級の可能性)、気象情報などの防災気象情報を発表されています。

これらの情報は、防災関係機関の活動や住民の安全確保の判断を支援するため、災害に結びつくような激しい現象が予想される数日前から「早期注意情報(警報級の可能性)」や「気象情報」を発表し、その後の危険度の高まりに応じて、注意報、警報、特別警報を段階的に発表されるものです。

テレビ・ラジオやインターネットから最新の情報に基づき、次の「防災気象情報の種類」を参考に早めの準備と状況に応じた行動をとりましょう。

【防災気象情報の種類】

	期 注 意 情報級の可能		大雨、暴風(暴風雨)、大雪、波浪
注	意	報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、 濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
整言		報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
特	別警	報	大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮

① 早期注意情報(警報級の可能性)

気象庁では、警報級の現象が5日先までに予想されるときには、その可能性を「早期注意情報(警報級の可能性)」として「高」、「中」の2段階で発表されています。

警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいため、可能性が高い「高」だけでなく、可能性が高くないが「警報」の可能性があることを表す「中」も発表されています。

大雨に関して、翌日までに「高」または「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要がある段階です。

なお、「高」または「中」が予想されている場合は、最新の防災気象情報等に留意いただき、災害への心構えを高めてください。

○5日先までの「早期注意情報(警報級の可能性)」

2日先から5日先までの「早期注意情報(警報級の可能性)」は、台風、低気圧、前線などの大規模な現象に伴う大雨などが対象となります。「高」や「中」が発表されたときは、心構えを早めに高めて、これから発表される「台風情報」や「予告的な府県気象情報」に十分気をつけてください。

《例示》

5日先までの早期注意情報 (警報級の可能性)

- ○○県南部の早期注意情報(警報級の可能性)
 - 〇〇県南部では、4日までの期間内に、暴風、波浪警報を発表する可能性が高い。

また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

翌日まで

・天気予報と合わせて発表 ・時間帯を区切って表示 2日先~5日先まで

・週間天気予報と合わせて発表

・日単位で表示

〇〇県南部	90	警報級の可能性				
	3日	4日				
種別	明け方まで	朝~夜遅く	5日	6日	7日	8日
0.350.0374.3131	18-6	6-24		Native:	25040	0.00530501
大雨	[中]	-		-	[中]	-
暴風	-\	[高]	1000	[中]	[高]	_
波浪	-\	[高]	_	[中]	[高]	_

- [高]: 警報を発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が「高」とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象警報・注意報で確認してください。
- [中]:[高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性が[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。
- ※警戒レベルとの関係
- 早期注意情報(警報級の可能性)*・・・【警戒レベル1】
- *大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合。

翌日まで

前日の夕方の段階で、必ずしも可能性は高くない ものの、夜間~翌日早朝までの間に警報級の大雨 となる可能性もあることが分かる! 2日先~5日先まで

数日先の荒天について 可能性を把握すること ができる!

○翌日までの「早期注意情報(警報級の可能性)」

翌日までの期間の「早期注意情報(警報級の可能性)」は、積乱雲や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨などまでが対象となります。「中」が発表されたときは、警報の可能性は高くありませんが、命に危険が及ぶような警報級の現象となり得ることを表しています。これをもって直ちに避難等の対応をとる必要はありませんが、深夜などに天気が急変して突然「警報」が発表されても、あわてずに対応できるよう、あらかじめ心構えだけは高めていただくなどの対応をお願いします。

《例示》

明け方から朝にかけての大雨事例における「警報級の可能性」発表例 ~~ 平成28年7月9日 〇〇県の大雨事例 ~~

◆前日期

●大雨前日(8日 5時)に警報級の可能性「中」を発表 〈警報級の可能性〉

〇〇県	南部							
種	別	8 🗆		9⊟			11⊟	12⊟
		夕方まで	夜~明	け方	朝~夜遅く			
		6-18	18-	-6	6-24			
大	雨		中			_	_	



心構えを高めておく

◆前日夕方

●8日16時30分に「警報に切り替える可能性が高い 大雨注意報」等を発表 〈危険度を色分けした時系列〉

(C)												
〇〇市(町)〇〇		今後の推移(□警報級 □注意報級)			備考							
発表中の警報・		8日			9日				関連する現象			
注意報等の種別		15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-19	因ほりの坑豕	
大雨	1時間最大雨量		6	7	12	20	70	70	70	70		
) (NI)	(浸水害)											洪水注意
洪水	k (洪水害)											
強風	風向	陸上	⇧				\				Ø	以後も注意報級
	風速 矢印・m	海上	↔	⇔	\	⟨ □	\	\	\	\	B	以後も注意報級
波浪	波浪 波高(m		2	3	3	3	4	4	4	4	3	以後も注意報級 うねり
雷											以後も注意報級 竜巻	

◆当日明け方



● 9日3時20分(大雨の数時間前)に大雨警報(土砂災害、浸水害)等を発表



◆当日明け方~朝

- ○○県南部では、9日 5時30分から 9時00分にかけて」、1時間50ミリ以上の非常に激しい雨となった。
- 9日 6時50分に記録的短時間大雨情報(○○市(町)付近で約110ミリ)を 発表

② 注意報

気象庁が発表する「注意報」とは、災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかける予報です。次の「注意報の種類」のとおり 16 種類あります。

近江八幡市を対象に防災上発表されるものとして、「大雨」、「洪水」、「強風」、「雷」などの注意報がありますので、早めから身を守る行動を心がけてください。

≪ 注意報の種類 ≫

注意報の種類	注意報の内容
大雨注意報	・大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。・対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられます。・雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。
洪水注意報	・大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、氾濫、堤防の損傷や決壊などによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
強風注意報	・強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
雷注意報	・落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。・また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもあります。・急な強い雨への注意についても呼びかけます。
濃霧注意報	・濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。・対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられます。
乾燥注意報	・空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。・具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。

大雪注意報	・降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
風雪注意報	 ・雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予測したときに発表します。 ・強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけます。 ・ただし、「大雪+強風」の意味でなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表します。
なだれ注意報	・なだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。・山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
着雪注意報	 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する(気温0℃付近で発生し易い)おそれのあるときに発表します。
融雪注意報	・融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。・具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表します。
霜注意報	・霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。・具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれがあるときに発表します。
着氷注意報	・著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。・具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれがあるときに発表します。
低温注意報	・低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。・具体的には、低温による農作物の被害(冷夏の場合も含む)や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表します。
波浪注意報	・高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予 想したときに発表します。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

③ 警 報

気象庁が発表する「警報」とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかける予報です。次の「警報の種類」のとおり7種類あります。

近江八幡市を対象に防災上発表されるものとして、「大雨」、「洪水」、「暴風」の警報がありますので、早めから身を守る行動を心がけてください。

≪ 警報の種類 ≫

警報の種類	※ 言報の性類 // 警報の内容
大雨警報	 ・大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・特に、警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害、浸水害)のように発表されます。 ・雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。
洪 水 警 報	・河川の上流域での大雨、長雨、融雪などにより下流で生じる増水や重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。・対象となる重大な洪水害として、河川の増水、氾濫、堤防の損傷・決壊及びこれらによる重大な浸水害があげられます。
暴風警報	• 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
大雪警報	・ 降雪や積雪による住宅等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が 発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風雪警報	 ・雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかけます。 ・ただし、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには「大雪警報」を発表します。
波浪警報	・高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
高潮警報	・台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

4 特別警報

気象庁が発表する「特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表され、最大限の警戒が必要です。特別警報が発表されたら直ちに命を守る行動をとってください。

特別警報には、次の「特別警報の種類」のとおり6種類あります。

≪ 特別警報の種類 ≫

1	
特別警報の種類	警 報 の 内 容
大雨特別警報	・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表します。・雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが著しく大きい場合は、発表を継続します。
暴風特別警報	・数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
大雪特別警報	・数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴 風 雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
波浪特別警報	・数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想 される場合に発表します。

※ 避難情報に関するガイドラインでは、令和3年の災対法改正から、「警戒レベル5緊急安全確保」が災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、大雨特別警報は「警戒レベル5緊急安全確保」の発令基準例として用いられることとなりました。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することが出来ているとは限らないことから、「警戒レベル5緊急安全確保」は必ず発令されるとは限りません。市から「警戒レベル4避難指示」が発令されたら速やかに避難してください。

(2) 土砂災害警戒情報

「土砂災害警戒情報」は、大雨警報(土砂災 害)が発表されている状況で、土砂災害発生の 危険度が非常に高まったときに気象庁で発表し ます。

土砂災害警戒情報が出たら市からの情報や周囲の状況に注意し、土砂災害の危険箇所にいる場合は早めの避難が必要です。



マメ知識

「大雨警報」で注意を促す内容は2種類あり、「浸水害」と「土砂災害」です。

通常のニュースでは大雨警報としか知らされませんが、滋賀県土木防災情報システム(https://shiga-bousai.jp/index.php)の気象情報を見ると、詳細を知ることができます。

一口に"大雨"といっても、備えの対象が水害なのか土砂災害なのかによって対応が異なります。情報を正しく知って適切に対応しましょう。

また、「大雨警報(浸水害)」と「洪水警報」の違いは、前者が内水による浸水(P35)、後者が河川など外水による浸水(P35)を言います。

3-3 気象情報を目安に準備・行動をしよう

気象警報等

特別警報

次の「気象警報等により取るべき行動」を参考に、早期注意情報、注意報、警報、特別警報を一つの目安に、災害への備えと迅速な避難ができるよう準備をしましょう。

【気象警報等により取るべき行動】

(気象庁HPより)

		気象警報寺 の 種 類	住民の取るべき行動
備		早期注意情報	●テレビ、ラジオ、気象庁HP などから最新の気象情報を入手●気象情報に気をつける(P10、11参照)●気象情報で「高」または「中」が予想されている場合は、最新の防災気象情報等に留意いただき、災害への心構えを高めてください。
	えの度合いが	注 意 報	●非常持ち出し品の点検(P25、26参照)●避難場所の確認(P29参照)●窓や雨戸など家の外の点検●テレビ、ラジオ、気象庁HP などから最新の気象情報を入手●気象情報に気をつける(P10、11参照)
が強くなる	警 報	●早めの自主避難、または市の「警戒レベル3高齢者等避難」、「警戒レベル4避難指示」による避難(P20参照)●いつでも避難できる準備をする●日頃と異なったことがあれば、市役所などへ通報●危険な場所に近づかない	
		性미警報	●直ちに命を守る行動をとる(避難所へ避難するか、外出が危険な場合は屋内の安全な場所にとどまる⇒次の例を参照) ●警戒レベル5相当情報[洪水] [土砂災害] として運用

(例) 風水害:2階へ逃げる、高層階へ逃げるなどの垂直避難

土砂災害:2階の山側からできるだけ遠い部屋に逃げる、近く の鉄筋コンクリート造の頑丈な建物に逃げる

3-4 避難情報に注意し、必要時は迅速に避難しよう

市は、気象警報や土砂災害警戒情報の発表などの状況から判断して、避難を促す避難情報を発令します。

避難情報が発令されたら、学区自治連合会長への伝達、広報車や消防車による広報、市ホームページ、タウンメール等により地域にお知らせしますので、避難情報の種類に応じた行動をとりましょう。また、危険を感じたら自己の判断で避難してください。

■ 高齢者等避難、避難指示

市が発表する避難情報は、次のとおりとなります。

また、市が発令する避難情報等の「警戒レベル」、国や県が発表する気象情報等の「警戒レベル〇相当情報」等の関連性や避難情報の内容の違いを理解し、的確な避難行動が取れるようにしましょう。

≪避難情報、気象情報等及びとるべき行動≫

警戒 レベル報 (市が発令) 警戒レベル5 緊急安全確保	河気警相 氾特警相 川象戒当 発 門 外 報 代 報 情 生 警 バ 情 生 警 バ 情 生 警 バ 情 な 情 報 報 り 報	発令時の状況 ●災害発生または切迫 している状況。	発令されたらこんな行動を! ●命の危険 直ちに安全確保!
		<警戒レベル4までに	必ず避難!>
警戒レベル4 避 難 指 示	氾濫危険情報 土砂災害警戒 情 報 警戒レベル4 相 当 情 報	●災害発生のおそれが 高い状況。	●危険な場所から全員避難してください。●避難中の人は、確実に避難を完了してください。●時間の余裕がない時や既に周囲が浸水しているなど避難先までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や自宅内の安全な場所(2階への垂直避難など)に避難してください。
警戒レベル3 高齢者等避難	氾濫警戒情報 大 雨 警 報 洪 水 警 報 警戒レベル3 相 当 情 報	●災害発生のおそれが ある状況。	●高齢者等(障がいのある方、乳幼児、妊産婦など)の避難に時間を要する人は、危険な場所から避難してください。●普段の行動を見合わせ始めたり、夜間に災害が起きる恐れがあるなど、危険を感じたら早めの自主避難を心がけましょう。●その他の人は、避難の準備を整えましょう。
	警戒レベル2 大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報 警戒レベル2 相 当 情 報	●気象状況が悪化して いる状況。	●避難に備え、自らの避難行動を確認してください。
	警戒レベル 1 早期注意情報	●今後、気象状況悪化 のおそれがある状況。	●災害への心構えを高めましょう。

※この表は避難情報に関するガイドラインに記載の警戒レベルを、その趣旨を変えずにわかりやすい表現にしています。

- ※警戒レベル〇相当情報・・・避難情報に関するガイドラインでは、それぞれの避難情報に相当する 気象情報等とされています。
- ※「早期注意情報」・・・・・ 当マニュアル指針 12 ページ参照
- ※「洪水注意報」・・・・・ 当マニュアル指針 15 ページ参照
- ※「大雨注意報」・・・・・ 当マニュアル指針 15 ページ参照
- ※「氾濫注意情報」・・・・気象庁の発表する指定河川洪水予報で、指定河川が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に河川の氾濫の発生に対する注意を求める情報
- ※「氾濫警戒情報」 ・・・・気象庁の発表する指定河川洪水予報で、指定河川が氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に河川の氾濫発生に対する警戒レベル相当情報避難準備・高齢者等避難開始など警戒を求める情報
- ※「大雨警報、洪水警報」・・当マニュアル指針 17ページ参照
- ※「氾濫危険情報」・・・・・気象庁の発表する指定河川洪水予報で、指定河川が氾濫危険水位に到達し、何時、氾濫してもおかしくない状態であり、速やかに避難をおこなうなど氾濫発生に対する対応を求める情報
- ※「土砂災害警戒情報」・・・当マニュアル指針 18 ページ参照
- ※「特別警報」・・・・・・当マニュアル指針 18 ページ参照

避難情報に関するガイドラインでは、「警戒レベル5緊急安全確保」が災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、大雨特別警報は「警戒レベル5緊急安全確保」の発令基準例として用いられることとなりました。

- ※「氾濫発生情報」・・・・気象庁の発表する指定河川洪水予報で、指定河川の氾濫が発生している氾濫発生情報のほか、水防団等からの報告やカメラ画像等により把握できた場合に発令、住民に直ちに命を守る最善の行動を求める情報。
- ※避難をするタイミング・・・市が発令する「警戒レベル4避難指示」時に速やかに避難を開始して ください。

「警戒レベル3高齢者等避難」は、高齢者等以外の人も必要に応じ、 普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難してく ださい。

※警戒レベル5緊急安全確保・災害が発生・切迫している状況を把握した時に、市が可能な範囲で発 令します。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状 況を市が必ず把握することが出来ているとは限らないことから、「警 戒レベル5緊急安全確保」は必ず発令されるとは限りません。

■ 屋外への避難が困難なとき

夜間や雨風が強いときなど、屋外での歩行等が危険な状態である場合は、状況に応じて、浸水による水没及び倒壊の危険性がない建物(避難所以外の自宅、隣接建物等)の2階以上の高層階等に避難してください。

■ 警戒区域の設定

災害が発生または発生しようとしている場合に、危険防止のため市が立ち入り制限をかける「警戒区域」を設定することがあります。

この時は、警戒区域からは退去を命じ、災害対策従事者以外の人の立ち入りが禁止されます。

■ 解除になるのはどんなとき?

河川の上流域も含め天候が回復し、河川の水位も低く、かつ、低下傾向で、災害現場での状況に変化がないなど、落ち着いてきたら、市は避難指示などの解除を判断します。

市から解除の発表があるまでは勝手に避難をやめず、周囲の状況に十分注意して命を守る行動をとりましょう。

4 自分や家族がすること



4-1 自分の地域の特徴を知ろう

災害は突然にやってきます。

避難指示が出てから準備したのではとても間に合いません。特に大きな災害が発生したときは、消防や行政職員からの助けを待っていては命の危険にさらされることもありえます。

まず、「自分の命は、自分で守る。」には、自分の置かれている状況を確認したうえで、最適な避難場所や避難方法を考えることが重要になります。

そのためにも、日頃から地域の方々とともに、自分の地域の危険度や一時集合場所(一時避難場所)、避難所や危険箇所の確認及び避難経路の確認をしておきましょう。

■ 自分のいる場所の「危険」を確認する

浸水や土砂災害の発生する恐れのある箇所や地震による被害の大きさは、地形や地質に 特徴のあるところが多くあります。

市のハザードマップや県の地先の安全度マップなどを参考に、実際に街を歩いて危険な ところはないか点検したり、地域の高齢者に昔の災害の様子を聞いたりして、自分たちの 地域には、どのような危険がどの場所にありそうかを確認しておきましょう。

■ ハザードマップで避難できるところを確認する

市が提供する防災ハンドブックやハザードマップなどを見て、指定されている避難所が どこにあるかを確認しましょう。 (⇒P28参照)

洪水や土砂災害、地震、津波など、災害の種類によって異なった避難先が指定されていることもありますので、災害別に確認することが大切です。

4-2 安否確認の方法や連絡手段を決めておこう

災害は時と場所を選びません。たとえば平日の昼間など、学校や職場にいるときに災害が起きたら、家族がばらばらになった状態で行動を起こさなければなりません。

そのときに大切なのは、家族と連絡がとれることです。どんなときでも、それぞれの場所で命を守る行動をとり、互いの状況を確認し合えるよう、普段から連絡手段を決めておきましょう。

災害時には情報が混乱しやすく、また電話なども通じにくくなります。あらかじめ決めておいた連絡手段で確認するほか、隣近所など周囲に声をかけ、安否を確かめ合いましょう。

(1) 連絡手段の確保は、予想以上に大変になります

■ 災害時は情報が途絶えやすい

災害が発生すると、停電や電話線の 切断、電話会社の通信規制などによ り、電話が不通になったり、つながり にくくなったりします。



■ 連絡手段は2つ以上用意

通信の種類によって、つながり方は異なります。例えば音声通話はできないが、メールは遅れながらも届いたとか、インターネットは利用できたとか、その時の状況によって違ってきます。通信手段は複数考えておくようにしましょう。

また、携帯電話などは停電したときのことを考えて、バッテリーなど充電対策も忘れずにとりましよう。

■ 連絡手段を決めておこう

家族一人ひとりの状況に応じて、どのような連絡手段を使い、どんな確認をするとよいかを決めておきましょう。全員が同じ手段をとれるのが一番ですが、小さな子どもの場合は学校などとの連携も考えて、対策をたてましょう。







■ いろいろな場面をイメージして

携帯電話を持たない場合や、インターネット回線が停電で使えなくなる場合なども考えられます。

自宅内に伝言を残せる場所をつくる、 連絡できないときに落ち合う場所を決め ておく、避難所の掲示板を利用するなど、 通信機器に頼らない方法も考えておきま しょう。

緊急時には!

■ 自宅や避難先に状況をメモして残す

避難するときに、自宅内の掲示場所に避難先を記したメモを残しておくと、あとから自宅を訪ねてきた人に自分たちの所在を伝えることができます。

また、避難先に掲示板などがあれば、無事に避難していることを記したメモを貼ったりして安 否を知らせることもできます。

あらかじめ決めておいたいくつかの方法を組み合わせて、慌てずに連絡をとり合いましょう。

(2) いろいろな連絡サービスを知っておこう

■ 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板サービスなど

大規模災害が発生すると電話がつながりにくくなり、離れたところにいる家族や親戚、友人の様子がわからなくなります。

こんなときに頼りになるのが災害用伝言サービスで、大規模災害時に開設され、無料で互いの安否情報を登録しあい、確認し合うことができます。こうしたサービスは、大規模災害の場合に開設されます。テレビやニュースなどで報道されたら積極的に活用しましょう。

災害用伝言サービスとして、以下のものがあります。



○災害用伝言ダイヤル(171)

NTTが開設する固定電話からの安否確認サービスで、被災地の方が、自宅の電話番号 (固定電話) あてに音声で伝言を録音し、その内容を外部のどこからでも再生し確認する ことができます。伝言の録音・再生は、「171 (いない)」とダイヤルして行います。

○災害用伝言板サービス

携帯電話各社が開設するサービスで、携帯電話から安否情報を登録し、インターネットなどを通じて確認することができます。詳しくは各社のホームページなどで確認してください。

災害用伝言サービスを体験しよう

災害用伝言ダイヤル(171)や携帯各社の災害用伝言板サービスは、体験利用できる期間があります。家族で実際に利用して使い方に慣れておきましょう。

【体験利用日】毎月1・15 日、1/1~1/3、1/15~1/21、8/30~9/5 〈例〉災害用伝言ダイヤル(171)の利用方法(被災地から録音し、被災地外で聞く場合)

被災地

- ① 171 をダイヤル
- ②「1」(録音)を選ぶ
- ③自宅(被災地)の電話番号 (固定電話)をダイヤル
- ④メッセージの録音



被災地外

- ①171 をダイヤル
- ②「2」(再生)を選ぶ
- ③被災地の方の電話番号を ダイヤル
- 4メッセージの再生

■ 携帯電話のメール、ショートメール

災害時は、音声通信はつながりにくくても、メールは通信の仕組みの違いから届く可能性が高いといわれています。あらかじめ災害時の連絡事項を決めて、簡単に送信できるようにしておくと便利です。

■ インターネットサービス

インターネットサービスの活用も有効です。フェイスブックやライン、ツイッターなどのSNS、スカイプなどのインターネット通話を活用することで、無事を知らせたりメッセージを送ったりすることができます。

東日本大震災の時は、グーグルが災害時に立ち上げるパーソンファインダーというサービスも大活躍しました。

4-3 備蓄品を準備しておこう

大きな災害が発生し、いざ避難しようとするときに慌てて持ち出す物を揃えていたのでは、避難が遅れて危険な状況にさらされるおそれがあります。また、電気や水道などのライフラインが止まると、復旧に数日かかり、その間の生活に支障をきたしてしまいます。そのため、普段から備蓄品を準備し、いざというときに備えましょう。

備蓄品には、大きく分けて「非常持ち出し品」と「非常備蓄品」があります。非常持ち出し品は、避難するときにすぐ持ち出せるように準備しておく最低限の必需品です。

一方、非常備蓄品は、ライフライン等が復旧するまでの数日間を生活できるように、備蓄しておくべきものです。

これらに加え、女性や子ども、高齢者など、人によって追加で準備すべき必需品がある 場合は、あわせて揃えておくとよいでしょう。

(1) 非常持ち出し品

非常持ち出し品は、まとめてリュックサックなどに詰め、いざというときすぐ持ち出せる場所に常備しておきましょう。また、非常持ち出し品を揃えるときは欲張りすぎず、男性で15kg、女性で10kg 程度までの量におさえましょう。なお、次の表を参考に揃えておきましょう。

飲料水•食品	生活用品
□ 飲料水(1人最低 2 次 1本)	□ 携帯ラジオ、懐中電灯、ランタン
□ 非常食	□ 乾電池、携帯電話
□ 補助栄養食品(チョコ、あめ等) など	(充電器、モバイルバッテリー含む)
	□ ヘルメット・防災ずきん、ふえ、タオル
	□ 軍手・手袋、マスク、防寒具、雨具
貴重品	□ 着替え、下着、靴下、生理用品
□ 現金、預金通帳・印鑑	□ 救急セット、常備薬、歯磨きセット
□ 健康保険証、お薬手帳	口 紙皿、紙コップ、缶切り、栓抜き
□ 免許証 など	□ 割り箸、ライター、万能ナイフ、
	ロ ティッシュ、トイレットペーパー
	□ ゴミ袋、簡易トイレ、ロープ、
	口 筆記用具 など

(2) 非常備蓄品

非常備蓄品は、ライフラインが復旧するまでの数日間を生活できるように、最低3日以上(できれば1週間)の備蓄に努めましょう。次の表を参考に揃えておきましょう。

特に、賞味(消費・使用)期限のあるものは、備蓄のためではなく普段から少し多めに購入するなど日常生活の中で無理なく備蓄できるよう心がけてください。

飲料水・食料・調理器具類	生活用品
□ 飲料水(1人1日3 次位) □ 食料(米、加工食品、缶詰 など) □ 調味料(味噌、醤油、塩 など) □ カセットコンロ、カセットボンベ □ キャンプ用の食器セット など	□ テント、防寒防水マット・シート □ 毛布、寝袋、ビニールシート、ロープ □ 洗面用具、綿棒、脱脂綿 □ バール、スコップ、工具セット □ 簡易トイレ(1人1日5回分位) □ ろうそく □ トイレットペーパー □ 避難行動要支援者が必要とするもの など

(3) あると役立つもの

避難所での生活ではちょっとしたものに不自由したり、女性や子ども、高齢者など、人によって必要なものが異なります。次の表を参考に揃えておきましょう。

あると役に立つもの	女性の場合は・・・
□ ラップ、アルミホイル □ 携帯用浄水器	□ 化粧品、生理用品 など
□ 協布用がい品 □ 給水用ポリタンク、給水袋 □ ウエットティッシュ、体拭き	小さな子どもがいる場合は・・・
□ 新聞紙	□ 子どもが泣き止む「お気に入り」のもの □ 絵本やおもちゃ
□ スリッパ □ タオル類	□ ベビーキャリー、おんぶひも □ ミルク、ほ乳びん、離乳食、スプーン
□ 裁縫セット □ 筆記用具(油性ペン)	□ おむつ、ガーゼ □ 母子手帳 など
□ 布製のガムテープ □ 使い捨てカイロ	
□ ほうき・ちりとり □ 非常用電源	ペットがいる場合は・・・ ロ クレート(かご)
□ 老眼鏡、補聴器、入れ歯	□ ハーネス、ひも □ ペットフード
□ 水の要らないシャンプー など	ロ トイレセット、シートや砂 など

非常食などの準備のポイント

東日本大震災のときは、野菜不足によるビタミンやミネラル不足 に悩まされたといいます。

常備食の中に、フリーズドライの野菜や果物、乾物、粉末の野菜 スープなどを加えておくと、非常時に役立つでしょう。

また、断水している場合は、辛いものや喉につまりやすい食べ物

は不向きです。水分が多くエネルギーが補給できるおかゆなどがよいでしょう。アレルギーのある方はご自身が食べられる専用の非常食を少なくとも7日間分は準備しておきましょう。

なお、食品ですから、消費期限があります。普段の食事にも利用して、常に新しいもの がストックできるよう気をつけておきましょう。

使用期限のあるものは他にも、乾電池や医薬品などがあります。定期的にチェックして、 いざというときに期限切れで使用できないということにならないようにしましょう。

「賞味期限」と「消費期限」の違い(消費者庁ホームページょり)

一般的に、品質(状態)が急速に劣化する食品には、安全性を欠くこととなるおそれがない期限である「消費期限」を、それ以外の比較的品質が劣化しにくい食品には、美味しく食べることができる期限である「賞味期限」を表示すべきとされています。なお、これらの期限は、開封前の状態で定められた保存方法により保存した場合の期限を示すものです。

「賞味期限」とは、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる 期限を示す「年月日」のことです。このため「賞味期限」を過ぎた食品であっても、 必ずしもすぐに食べられなくなるわけではありません。

「賞味期限」は、スナック菓子、即席めん類、缶詰、牛乳など品質の劣化が比較的 穏やかな食品に表示されています。

「消費期限」とは、腐敗、変敗その他の品質(状態)の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがない期限を示す「年月日」のことです。このため、「消費期限」を過ぎた食品は食べないようにしてください。

「消費期限」は、弁当、調理パン、そうざい、生菓子類、生めん類など品質(状態) が急速に劣化しやすい食品に表示されています。

5 地域で取り組むこと

5-1 地域の特性を知ろう

地域の中で災害に取組むためには、まずは地域の特性を知ることが重要です。

自分の住んでいる地域においてどこに避難所があるのか、災害が起きた時に危険な場所はどこなのか、災害時に利用できる場所はどこなのか、といった情報を、図上訓練を活用するなどして整理し、地域独自の避難マップの作成や実際に歩いて確かめるといったことを行いましょう。

市のホームページから次の「地先の安全度マップ」、「滋賀県防災情報マップ」にリンクしています。

近江八幡市ホームページ(目的別メニュー)⇒防災情報⇒全ての項目を見る⇒防災情報などの各種リンク先

■ 地先の安全度マップ(滋賀県)

https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/19581.html

大雨が降ると、小さな川や水路が溢れる場合があります。さらに降り続けると大きな河川が決壊して、大規模浸水の被害が想定されます。そうした場合、どのくらいの雨量の時に、自宅付近の川や水路が溢れて浸水のおそれがあるのか、浸水した場合はどうなるのかを滋賀県が示したマップです。10年に一度、100年に一度、200年に一度の今日までの最大級の大雨が降ったらどうなるのかを、それぞれにシミュレーションされています。

どのタイミングでどのルートであれば安全に避難ができるのか、避難先として適しているのはどこか等を確認し、避難ルートを考えておきましょう。

■ ハザードマップ

市内の中でも、河川からの距離や土地の高低、地質などによって、水害や地震で受ける被害が異なります。

市では、洪水と地震が起きた時の市内各地域の被害予測や危険箇所などをマップで確認できるよう情報を提供しています。

あらかじめ住んでいる地域のマップを入手して、自分たちの地域には、どのような危険がどの場所にありそうかを、また、災害別に避難所や避難ルートをしっかりと確認しておきましょう。

また、水害ハザードマップは近江八幡市ホームページから確認できます。なお、地震ハザードマップは、滋賀県防災情報マップで確認できます。

●洪水ハザードマップ(近江八幡市)

【近江八幡市ホームページからのリンク】

市ホームページ(目的別メニュー)⇒防災情報⇒ 全ての項目を見る

⇒近江八幡市水害ハザードマップを改定しました

https://www.city.omihachiman.lg.jp/mokutekibetu/bousai/6/5443.html

市では、浸水想定区域図、土砂災害危険箇所マップ、土砂災害警戒区域等マップなどをもとに、ハザードマップを作成し住民向けに公開しています。

ハザードマップの中には、避難所などを盛り込んで、防災マップとして活用できるもの もあります。災害の種類によって危険な箇所や避難所が異なる場合もあります。あらかじ め住んでいる地域のマップを確認して、自分たちの地域には、どのような危険がどの場所 にありそうかを、また、災害別に避難所や避難ルートをしっかりと把握しておきましょ う。

■滋賀県防災情報マップ(滋賀県)

【滋賀県ホームページからのリンク】

滋賀県ホームページ⇒防災・災害情報⇒滋賀県防災ポータル⇒防災情報マップ(ハザードマップ) https://shiga-bousai.ip/dmap/top/index

【近江八幡市ホームページからのリンク】

近江八幡市ホームページ(目的別メニュー)⇒防災情報⇒全ての項目を見る⇒防災情報などの各種リンク先

滋賀県防災情報マップでは、土砂災害、地震など身の周りにある様々な自然災害のリス クを確認できます。

防災情報マップを活用して、いざという時にどのように行動するべきか備え、万が一の 災害に備えましょう。

■避難所一覧

【近江八幡市ホームページからのリンク】

近江八幡市ホームページ(目的別メニュー)⇒防災情報⇒全ての項目を見る⇒近江八幡市の避難所一覧 https://www.city.omihachiman.lg.jp/mokutekibetu/bousai/6/5454.html

災害が起きた時には、まずは自治会等で決めた一時集合場所(一時避難場所)に集ま り、安否確認等を行います。その後、家が倒壊する、浸水している等戻ることが危険であ る場合は、全員で避難所まで避難します。市では各学区に避難所を設定していますので、 自分の自宅や学校、職場等から近い避難所はどこなのかを確認しておきましょう。

■ 避難の方法やルートなどを考える

避難所の周辺の様子を調べ、自宅や学校・職場などから 避難所へたどりつくまでのルートを考えてみましょう。

避難所までの最短ルートが最良とは限りません。避難 ルートの途中に危険な箇所がないか、高齢者や小さな子 どもの避難に負担がないか、いろいろな目で確認してい きましょう。

また、最短ルートが利用できる場合でも、確実に避難 できる迂回ルートも調べておきましょう。

災害の種類によって、避難先も避難ルートも異なる可 能性があります。また、平日と休日の場合や、昼と夜の 場合など様々な状況を考えて、避難ルートや避難の方法、避難するタイミングなどをしっ かりと確認しておきましょう。

なお、避難は徒歩が原則です。避難ルートや避難方法に無理のないようにしつつ、命を 守る行動を考えましょう。

5-2 要配慮者がいることを意識しよう

■ 要配慮者の特性と主な対象者

【要配慮者とは】

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人などの防災施策において特に配慮を要する者のことをいいます。

【避難行動要支援者とは】

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者のことをいいます。上述した要配慮者の中でも、災害時の避難行動に特に支援を要する方のことを指しており、市ではこうした方々を対象として、その円滑な避難支援につなげるため避難行動要支援者支援制度を設けています。 詳しくは、92ページ以降「避難行動要支援者の避難支援について」をご参照くださ

詳しくは、92ページ以降「避難行動要支援者の避難支援について」をご参照ください。

ただし、市の避難行動要支援者支援制度に登録されず、普段は避難支援を要しない方であっても、災害が起きた時には被災する可能性があります。そうした方も避難行動要支援者とみなし、災害時には支援対象者として支援を行います。

<要配慮者と避難行動要支援者イメージ図>

<地域住民> (例 100 人)

〈要配慮者〉 (例 40 人)

自宅で生活している人たち (例30人)

自力では避難できない人たち=避難行動要支援者 (例 10 人)

→避難行動要支援者支援制度対象者

(例5人) 施設入所者 (例5人)

■ 誰もが手が差し伸べられるようにしよう

自ら避難することが難しい避難行動要支援者をはじめとし、災害時に配慮が必要となる要配慮者が地域の中でどこに住んでいるか把握し、いざというとき避難行動を手伝えるように、地域のみんなで見守りましょう。

詳しくは、97ページ以降の「要配慮者の特徴と支援のポイント」を参照してください。

5-3 自主防災組織との連携で、地域防災力をアップする

災害が発生しそうなとき、自ら行動(自助)を起こして「自分の命は自分で守る。」ことが基本となりますが、加えて近所同志の助け合い(共助)があれば、いざというとき非常に心強く、命を守る効果も高まります。日頃からの地域の防災活動により地域防災力を高めていくことがとても重要です。

■ 自主防災組織とは

自主防災組織は、「自分たちのまちは自分たちで守ろう」と、地域住民が自主的に参加し、地域の防災活動を行う組織です。

自治会や町内会を中心に設立され、災害時に備えて、住民が連携し協力しあって地域の 被害を最小限に抑えることを目的に活動します。

■ 自主防災組織の主な活動

平常時は、防災知識の普及啓発として学習会を開いたり、市と連携して防災訓練を実施したりするほか、地域の危険箇所の点検を実施したり、防災カルテを作成して地域の情報をまとめたり、防災資機材の備蓄・点検を行ったりしています。

災害時は、水防・消火活動をはじめ、住民への避難の呼びかけや避難誘導、負傷者の救出・救護、災害情報や安否情報の収集・伝達、炊き出しや配食、給水活動、避難行動要支援者の支援などを行います。



■ 活動に参加してみよう

災害時にいざ協力や連携をしようとしてもなかなかうまくいきません。日頃から地域の 人たちと積極的にコミュニケーションを深めることが何より大切です。

まずは、楽しいイベントからで良いので、家族全員で、また周囲の人を誘って、自主防 災組織の活動へ参加してみましょう。

地域の防災訓練や講習会などへの参加を重ねるごとに、地域防災力がみるみる向上していきます。

5-4 研修・訓練で地域防災力をアップする

いざ災害が発生しても落ち着いて対応できるように、日頃から家族で防災について話し合ったり、地域の防災に関する研修や訓練に参加するなどして、「自分の命は自分で守る」を基本に、家族一人ひとりの防災力をアップさせていきましょう。

(1) 地域で防災について考え、行動する

■ 家族で防災について考える機会をつくりましょう

年に1~2 回くらい、家族で防災会議を開き、災害が発生したときの状況をシミュレーションして、一人ひとりの役割や行動内容を決められるよう働きかけましょう。

- ① 家の中の安全点検を行いましょう。 (家具の落下や転倒、破損などないか)
- ② 連絡手段を確認しましょう。 (災害伝言サービスの確認など)
- ③ 備蓄品を点検、準備しましょう。 (期限が切れていないか、必要な数はあるかなど)
- ④ 避難時の危険個所をチェックしましょう。 (ハザードマップでの確認、学校や職場からの避難方法の確認など)

■ 地域の研修や訓練の場を持ちましょう

地域において、以下のような様々な防災に関する研修等の機会を持ち、地域住民の参加 を呼びかけましょう。

- ① 防災に関する学習会、講演会
- ② 地域の災害史や災害体験談の掘り起こし
- ③ 地域内の危険箇所や危険要因の点検活動
- ④ 避難訓練、救出・救助訓練、消火訓練
- ⑤ 地域ごとに各家庭が避難完了したことが確認 できるルールを決めておく
- ⑥ 防災マップの作成
- ⑦ 防災カルテ(「わが町(自治会)」の地形的条件、人的条件、災害履歴などから 地域の現状を把握・分析し、「災害への備えや災害対応をどうするべきか」につ いて地域住民が考え、具体的な取り組みにつなげていくためのツール)の作成 など

(2) 研修・訓練の事例

■ 防災マップづくりなどの防災講座

地域の人たちに参加してもらって防災をみんなで考える各種ワークショップがあります。これにより、自主防災組織の設立促進及び活動強化など、地域防災力の向上を図りましょう。



具体的には、地域の危険要素や災害時に活用できそうな人・モノを地図上で確認し、災害をシミュレーションする災害想像ゲーム(DIG)や、避難所運営ゲーム(HUG)を取り入れ、自分たちのまちが災害にあった時の状況をシミュレーションゲームの感覚でイメージすることで理解を深め、事前の備えや連携の大切さを学びましょう。

また、災害時に一人で避難することが困難な要配慮者を地域の人たちで避難支援する ために、連絡体制や避難方法などをみんなで話し合いながら、より良い避難体制の構築を 図りましょう。

災害想像ゲーム(DIG)とは、

お住まいの地域の地図上に、道路、河川、建物などを記入してまちの構造を理解し、 更に災害時に危険と思われる箇所や避難行動要支援者が住んでいる場所などを書き込 み、地域の防災力を確認してその対策を考えるためのものです。

避難所運営ゲーム(HUG)とは、

実際に避難所を運営する立場となった時、あるいは避難所で生活をするとなった時に、どう対応していくのかを模擬体験するためのものです。

■ 市防災総合訓練などの訓練

市では、地震や風水害を想定した近江八幡市防災総合訓練を毎年実施しています。 この防災総合訓練には、県、市及び消防、警察、地域住民などが参加しています。 また、各地域では自主防災組織を中心とした避難訓練など、地域の実情に応じた防災訓練が行われています。

なお、各学区で行われる防災訓練では、地域住民が要配慮者の避難誘導、学区サテライトの設置運営などの訓練を実施し、災害時の対応を確認しましょう。

日頃の訓練により、関係機関や住民との連携を深め、災害時の対応力強化に努めましょう。

5-5 マニュアルを活用してみよう

(1)災害時の状況を想定する

災害時には、普段の生活では予測できないようなことが起こり得ます。しかし、日頃から訓練をしておくことで、少しでも災害時に取り組む必要がある点が明らかになりますので、自治会や自主防災組織などでマニュアルを用いて避難訓練を行ってみましょう。

初めて避難訓練を行う場合や参加人数が少なかったりする場合は、簡単な訓練として一緒に避難路の確認を行う、一時集合場所等で安否確認を行うなどしてみましょう。慣れてきたら、実際に避難誘導を行ってみたり、救出・救助訓練、消火活動などもしてみましょう。

(2) 意識啓発を図る

住民同士での助け合いを行うためには、住民一人ひとりの意識を高めることが重要ですので、地域のイベントと同時に防災関係のイベントや AED の使い方や担架の作り方などの勉強会を開催するといった取り組みを行ってみましょう。

(3) 日頃からの関係を作る

防災のための関係性を作ろうと思うと特別なものと感じてしまいますが、誰もが住んでよかったと思えるまちにするために関係性を作るものと考えてみましょう。日頃の生活の中で助け合えるような関係ができれば、いざ災害が起きた時に力を発揮することができます。

(例) ふれあいサロンや自治会活動での交流、隣近所でのあいさつ、子ども会、夏祭り、敬老会などの行事への参加など…

第2章 水害対策編

1 水害から命を守る!

近年は、急激な雨で短時間のうちに浸水被害が発生しているケースが増えています。今後、豪雨災害から命を守るためには、災害発生のメカニズムを知っておくことがとても重要になります。

1-1 水害の特徴を知ろう

大雨が原因で起こる災害には、「内水氾濫」と「河川氾濫(外水氾濫)」があります。

■ 内水氾濫

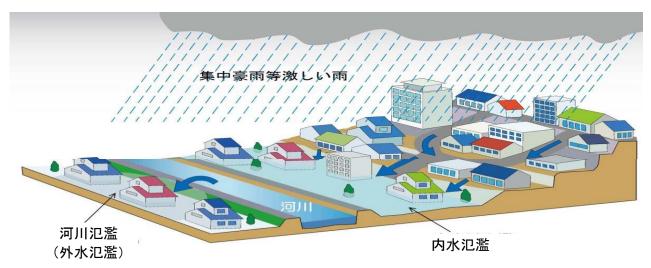
市街地等では、側溝・排水路だけでは降った雨を流しきれなくなることがあります。また支川が本川に合流するところでは、本川の水位が上昇すると、本川の水が支川に逆流することもあります。

このように、街中の水はけが悪くなり、建物や土地・道路などが浸水してしまうことを 「内水氾濫」といいます。

令和元年(2019年)10月の台風19号が直撃した関東地方等では、このような都市部での内水氾濫が発生しました。

■ 河川氾濫(外水氾濫)

河川では、堤防を越えて川の水が溢れたり、堤防が決壊し市街地などが浸水することを「河川氾濫(外水氾濫)」といいます。ひとたび河川氾濫が発生すると、建物や土地・道路などの甚大な被害につながります。



内水氾濫と河川氾濫のイメージ

1-2 水害のメカニズムを知ろう

■ 内水氾濫のメカニズム 内水氾濫には、以下に示す2つの形態があります。

ケース1(水路や下水道の処理能力を超えて水があふれる場合)

アスファルトやコンクリートに覆われた市街地では、浸透能力の低下により雨水が流出しやすくなります。豪雨時には、処理能力を超える水が、水路・側溝、マンホール等から市街地に溢れ、内水氾濫となります。





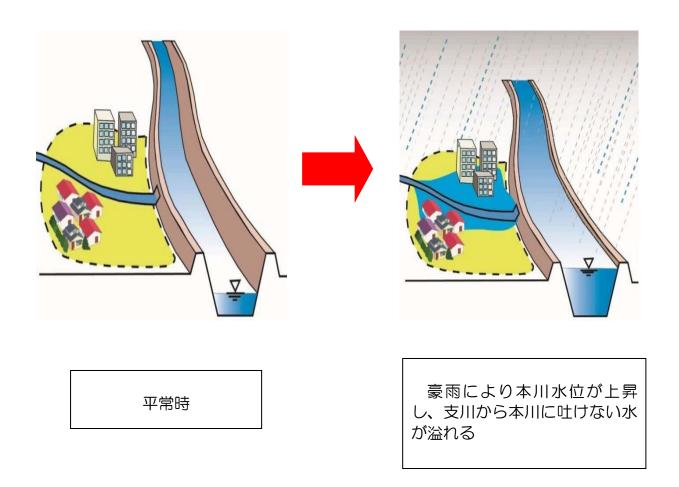


平常時

豪雨により側溝やマンホール などから水が溢れ、街中が浸水 する

ケース2(本川の水位上昇により支川等からの排水不良が原因で水が溢れる場合)

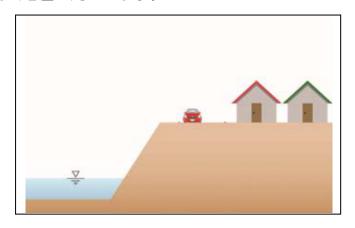
豪雨時に本川水位が上昇すると、支川等から本川に排水できずに溢れだし、内水氾濫が発生します。



■ 河川氾濫のメカニズム 河川氾濫は、以下に示す3つの形態があります。

ケース1 溢水・越水による河川氾濫 【 ① 掘込河川の場合 (溢水) 】

掘込河川(堤防のない河川)では、豪雨時に河川の水かさが増し、河川水が河岸から溢れ河川氾濫が発生します。

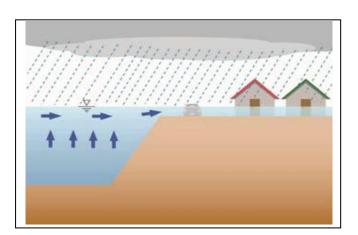


平常時



豪雨となり、河川水位が 上昇し始める

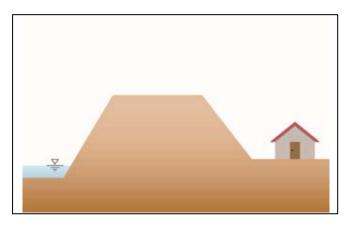




水位がさらに上昇し、河川水が河岸から溢れ、家屋の浸水や道路冠水などの被害が発生する

ケース1 溢水・越水による河川氾濫 【 ② 築堤河川の場合 (越水)

築堤河川(堤防のある河川)では、豪雨時に河川の水かさが増し、堤防を越えて溢れだし、洗掘、損壊が生じ、ついには河川氾濫が拡大します。

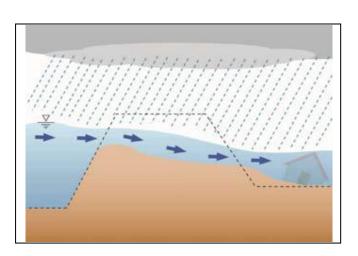






豪雨となり、河川水位が 上昇し、河川水が堤防を越 え、河川氾濫が始まる





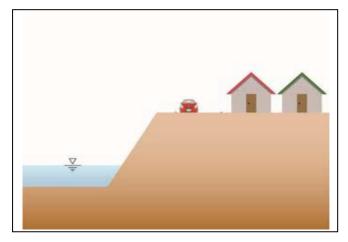
越水が続くと、堤防の破 損が進行し、甚大な被害が 発生する

ケース2 浸食による河川氾濫

【 ① 掘込河川の場合 】

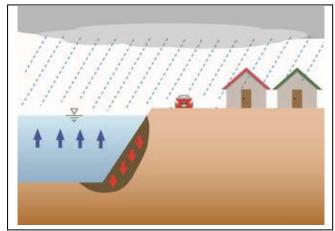
掘込河川では、豪雨時に、河川の水位上昇に伴い流速が増し、河床・河岸が浸食を受けます。

これにより、河岸沿いの家屋や道路等が被害を受けます。

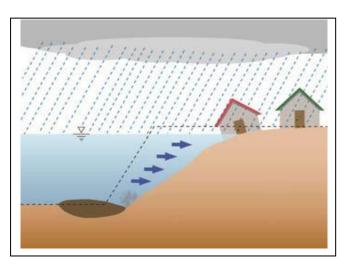


平常時





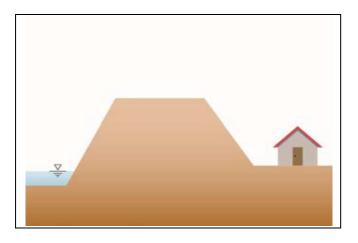
豪雨により、河川水位が 上昇、流速も早くなり、河岸 浸食が発生し始める



河岸浸食が拡大し、沿川 の家屋や道路への被害が 発生する。

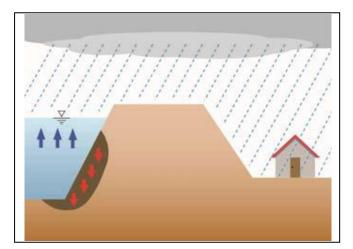
ケース2 浸食に伴う堤防決壊による河川氾濫 【 ② 築堤河川の場合 】

築堤河川では、豪雨時の激しい水流により、堤防の基礎部の洗掘、堤防護岸や堤防本体の浸食、護岸裏からの土砂吸い出し等で堤防が損壊消失します。これにより、河川氾濫が拡大し甚大な被害が発生します。



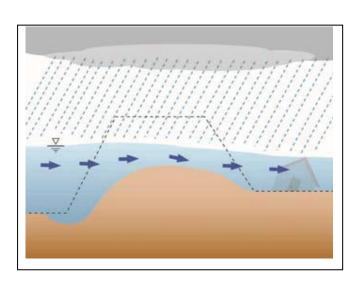
平常時





豪雨により河川水位が上 昇、流速が増し、堤防や基礎 が浸食される

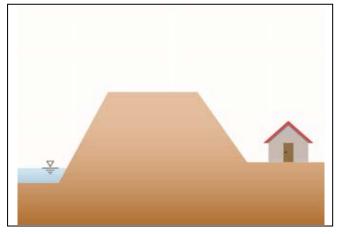




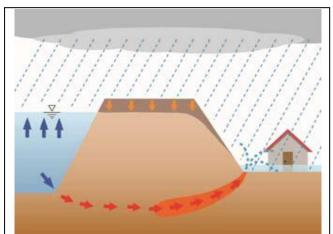
豪雨が続き浸食が拡大 し、ついには堤防が損壊消 滅し、甚大な被害が発生す る

ケース3 浸食に伴う堤防決壊による河川氾濫

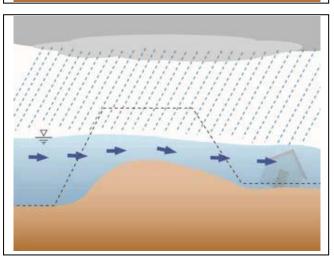
豪雨が続き河川水位の高い状況が続くと、河川水の堤防内への浸透が顕著になり、堤防の裏側などで水や砂が噴出する等のパイピング現象が発生します。また、パイピングがさらに進行すると、堤体自体が不安定になり、堤体の法面等が沈下や陥没、崩壊しやすくなり、ついには堤防の決壊に至ります。



平常時



豪雨により河川水位が上 昇、堤体内に水が浸透しパ イプ状の水道ができ、堤体 内の土粒子が噴出し始める





河川水位が高い状況が 続くと、水道が広がり堤体 の一部が沈下陥没し、つい には堤防が損壊消失し、甚 大な被害が発生する

1-3 水害ではここに注意しよう

■ 雨の降り方に注意し早めに避難

比較的短時間に大雨が降る現象を「集中豪雨」といいます。時間や場所を問わず突発的 に豪雨をもたらすため、洪水や土砂災害等が発生しやすく、人命にも影響を及ぼします。 このため、気象情報をしっかりチェックし、集中豪雨による災害の発生が予想されると きは早めに避難するなど、素早く行動することが大切です。

また、豪雨だけでなく竜巻などの強風による重大な災害の発生が予想されるときは、 鉄筋コンクリート造りなどの頑丈な建物に避難するなどの行動が大切です。



● 雨の強さと降り方

(平成 12 年 8 月作成) (平成 14 年 1 月一都改正) (平成 29 年 3 月一都改正) (平成 29 年 9 月一都改正)

1 時間雨量 (mm)	雨の強さ (予報用語)	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10~20	やや 強い雨	ザーザーと 降る。	地面からの跳ね返り で足元がぬれる。	雨の音で話し声が良く聞き取れない。	地面一面に水たまりができる。	
20~30	強い雨	どしゃ降り。	象をさしていてもめれる。			ワイパーを速くしても見づらい。
30~50	激しい雨	バケツを ひっくり返した ように降る。		寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。	道路が川のようになる。	高速走行時、車輪と路 面の間に水膜が生じブ レーキが効かなくなる。 (ハイドロブレーニン グ現象)
50~80	非常に激しい雨	適のように降る。 (ゴーゴーと降り 統く)	幸は全く役に立たなく なる。		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	車の運転は危険。
80~	猛烈な雨	息苦しくなる ような圧迫感 がある。恐怖 を感する。				Seattle Seattl

⁽注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが替しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、無線や注意線の基準は地域によって異なります。(注2) 数年に一度程度しか発生しないような返時間の大雨を観測・解析したときには配録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。



平均風速 (m/s) おおよその時速	風の強さ (予報用語)	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその 瞬間風速(m/s
		一般道路の 自動車	風に向かって歩きにく くなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が 水平になり、高速運転 中では横風に流される 感覚を受ける。	穏(とい)が揺れ始める。	
10~15 ~#950km/h	強い風強い風強い風強い風			- 917		A. A.	- 20
			風に向かって歩けなく なり、転倒する人も出 る。高所での作業はき わめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ 始める。	高速運転中では、横風 に流される感覚が大き くなる。	屋根瓦・屋根蓋材が はがれるものがある。 雨戸やシャッターが 揺れる。	
15~20 ~#970km/h							
20~25		高速道路の 合動車	何かにつかまっていな いと立っていられない。 飛来物によって負傷す るおそれがある。		通常の速度で運転する のが困難になる。	原収互・厚収量材が飛散するものがある。 密定されて いないプレハブ小幅が移動、 転倒する。 ビニールハウス の動きでは、 (被種材) が広 範囲に破れる。	30
~#990km/h				細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。		TA TH	
~#9110km/h						固定の不十分な金属屋 根の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足 場が崩落する。	40
30~35 ~#9125km/h							50
			屋外での行動は極めて 危険。		走行中のトラックが 横転する。	外装材が広範囲にわたっ て飛散し、下地材が露出す るものがある。	50
35~40 ~#9140km/h	猛烈な風	特急電車		多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるも のがある。ブロック壁 で倒壊するものがある。		C	1100
						住家で倒壊するものが ある。鉄骨構造物で変 形するものがある。	60
40~							

- (注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意機を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは悪風響報を、さらに重大な災害が起こるおそれが着しく大きいときは悪風特別無線を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意級の基準は地域によって異なります。
 (注2) 平均風速は 10 分間の平均、瞬間風速は 3 秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.6 袋程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3 倍以上になることがあります。
 (注3) この表を使用される時は、以下の点にご注意ください。
 1 風速は地形や配りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
 2 風速が同じであっても、対象となる接触、検査後の状態や風の吹き方によって秘書が残なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
 3 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

(出典 気象庁HP「雨と風の表」)

■ 河川水位の上昇に注意し早めに避難

豪雨時に河川水位が橋桁付近まで上昇し河川の水位が高い場合は、支川や排水路からの水を本川に排水することができず内水氾濫が生じます。

また、河川水位の高い時間が続くと、堤防決壊による河川氾濫のリスクが高まります。 特に、河川の分流・合流地点では浸水被害が発生することが多く、河川水位の上昇により、どういう被害が発生するのか等、災害の発生メカニズムを十分理解しておく必要があります。

市では、日野川などの河川の水位によって、「警戒レベル3高齢者等避難」、「警戒レベル4避難指示」、「警戒レベル5緊急安全確保」を発令する場合がありますので、市ホームページ、タウンメール、広報車などから防災情報を収集し、避難準備や避難行動を開始することが大切です。

防災情報の収集については、この指針の10ページから11ページ「防災情報に強くなろう(平常時、緊急時)」をご参照ください。

■ 豪雨による浸水被害の前兆に注意しよう

豪雨災害から身を守るために、内水氾濫、河川氾濫の前兆現象に注意しましょう。 次のような前兆現象が見られたら、速やかに避難行動を取ってください。 このとき、むやみに側溝・マンホール及び河川等に近づくことは危険なため、やめましょう。

【内水氾濫】

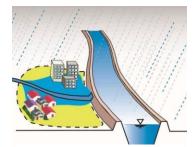
- アンダーパス(地下道)などの低地部が浸水し始める(通行路等の遮断の懸念)
- 側溝やマンホールから水が溢れ始める(周辺の浸水の懸念)
- 本川の水位が上昇し、支川へ逆流し始める(支川や水路からの溢れだしの懸念)



アンダーパスの浸水



側溝・マンホール からの溢れだし



本川の水位上昇による支川からの溢れだし

【河川氾濫】

- ・河川水位が高い状態で、さらに強い雨が降っている(溢水、越水の懸念)
- 流木や土石等により橋梁部で閉塞が生じる(溢水、越水の懸念)
- ・河川の流れが速くなり、堤防等の浸食が始まった(浸食による破堤)
- ・ 堤防の漏水、噴砂、 亀裂が生じる (浸透による破堤)



河川の増水・流木の発生など



堤防近辺からの漏水・噴砂



堤防や護岸の浸食



堤防の亀裂・漏水

- ※ここに示す前兆現象がすべてではありません。この他にも、日頃のまちの状況や河川等に異常を感じた場合には、速やかに避難行動を取ってください。(危険を感じたら自己の判断で避難を開始しましょう。)
- 河川の水位に応じた防災対応

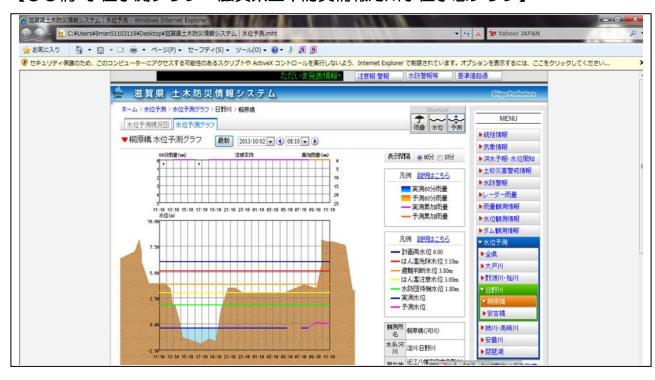
河川の水位に応じて、避難指示等の防災対応の判断や住民の自主的な避難行動を起こす 判断の目安となる、4段階の危険度レベルが設けられています。これらの河川情報は、滋 賀県土木防災情報や地上デジタルテレビ放送等により確認できます。

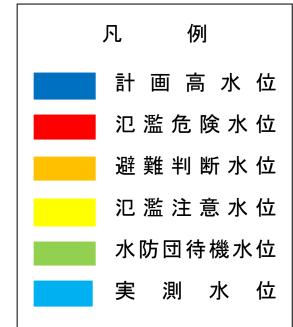
なお、すべての河川にこれらの水位が設定されているわけではありません。

≪危険度レベル≫

危険度レベル	目 安 等					
水 防 団 待 機 水 位	水防団(消防団)が、待機を行う段階です					
氾濫注意水位	水防団(消防団)の出動する段階です。 住民は、避難行動の確認する目安の水位です。					
避難判断水位	市から「警戒レベル3高齢者等避難」の発令の段階です。 要配慮者など避難に時間を要する方は、避難行動を行う目安となる水位です。 それ以外の方は、避難行動の準備又は自主的に避難する目安の水位です。					
氾濫危険水位	市から「警戒レベル4避難指示」の発令の段階です。 「警戒レベル4避難指示」は、住民が速やかに避難をする段階です。 水位が上がり堤防の決壊など災害が発生するおそれがある水位です。速やかに避 難してください。					
(氾濫の発生)	既に、災害が発生している状況です。 住民は、直ちに命を守る行動をとってください。 市から可能な範囲で「警戒レベル5緊急安全確保」を発令する段階です。					

【〇〇橋 水位予測グラフ:滋賀県土木防災情報河川水位予想グラフ】







2 落ち着いて避難しよう

2-1 自助行動の重要性

災害に対しては、何よりもまず自助行動、すなわち身の安全の確保を優先することを考えて、早めの避難を行うことが重要です。

過去の経験から「大丈夫だろう」という安易な判断で避難を怠れば、いざ猛烈な勢いで 迫る土石流や大洪水を目の前にしたときには、手遅れになりかねません。

自ら危険を察知して、消防や行政職員などの助けを待つことなく、直ちに避難行動を起こすことが重要です。

豪雨災害における自助・共助行動の事例

【事例1】市の防災無線による見回り依頼で、 土石流の危険に気が付き、家族を避難 ~K県A氏の事例~

消防団でもあるA氏は、以下のように土石流から避難した。

- 〇午前4時頃、市役所から見回り依頼を受けたが、屋外に出た時点で浸水に 気が付き、既に見回りのできる状態ではなかった。
- 〇午前5時頃、家族を家の前の自動車に避難させた。その約1時間後、土石流で家が全壊したが、車への避難で助かった。

【事例2】水の音・がけ崩れなどの異常を察知し、土石流襲来前に避難 ~K 県B氏の事例~

- B氏は、以下のように土石流から避難した。
 - ○近くで水が流れる音が気になって眠れなかった。
 - 〇家の上のがけが崩れるのを目視で発見し、隣家に避難した。その直後に土 石流で家が全壊し、間一髪で難を逃れた。

【事例3】高齢者が多いため、指定避難所ではなく近くの小学校に緊急避難 ~Y市の事例~

- 区長・小学校の以下のようなとっさの判断・行動が高齢者の命を救った。
 - OY市から避難指示の連絡が入ったが、指定避難所まで約5kmと遠く、その上高齢者が多いため、区長が緊急避難場所として、300m 足らずの距離にある近くの小学校を選んだ。
 - 〇避難開始から30分後に川が破堤したが、住民は全員避難できた。
 - 〇普段から地域の絆が強く、小学校側は緊急時には協力し迎え入れる準備を していた。

2-2 避難に備えよう(直前の確認)

(1) 雨が降り始めたら ~避難指示などが出る前に~

■ 防災情報をしっかり確認

テレビやインターネットなどで、気象情報や河川防災情報、土砂災害関連情報などをチェックし、いつごろ避難が必要になるかの目安をたてます。



■ 持ち出し品を確認

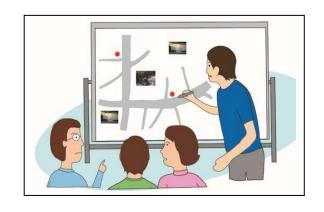
携帯ラジオや懐中電灯、飲料水、貴重品などの非常持ち出し品を準備したり、 携帯電話を充電するなど、いつでも避難 できるように備えます。



■ 避難ルートや連絡手段を確認

状況に応じてすぐに避難できるよう、 ハザードマップなどを参考に、避難先と 避難ルートを確認します。

また、避難途中で家族等と離ればなれ になっても大丈夫なように、落ちあう先 や連絡手段を確認しておきましょう。



■ 市からの避難情報に注意

雨が強くなると、市から避難情報「警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示」が発令され、広報車や消防車 などを通して避難の呼びかけが行われます。

警戒レベル4避難指示が出されるときは、自分の身に危険が迫っている状況なので、速やかに避難を開始しましょう。

■ 安全確保(危険防止)対策

浸水や強風による被害から家財を守るため、大事なものを2階以上に運び上げたり、保護や固定したりしておきます。また。雨戸やブラインド、カーテンを引いて窓ガラスの飛散を防止します。

(2) 前兆現象に注意しよう

■ 雨の降り方に注意

集中豪雨は、急速に発達する積乱雲により引き起こされ、急激に変化します。このため、気象情報をしっかりチェックし、集中豪雨の発生が予想されるときは早めに避難するなど、素早く行動することが大切です。



■ 浸水被害の前兆に注意

大雨が降り、河川水位が上昇すると、河川が氾濫する危険が高くなります。また、流木や土石が橋の部分で河川をせき止めたり、堤防が浸食されたりして河川が氾濫することもあります。

一方、側溝やマンホールから水があふれそうになってきたら、内水氾濫による 浸水の危険があります。

危ない前兆現象を見かけたら、河川に 近寄らないで、速やかに避難することが 大切です。

2-3 避難する 「自分の命を守るための行動」

■ 危険を感じたらすぐ避難

避難の目安は20ページの「警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示」の3つの発令のとおりですが、大雨や前兆現象で危険と判断したらすぐに避難しましょう。

避難の途中で忘れ物に気づいても、家に 取りに戻るのは危険です。安全が確認され るまで戻るのは避けましょう。

特に、高齢者や妊婦、小さい子どもがいるなど、避難に時間を要する場合は、早め (警戒レベル3高齢者等避難の情報発令 時)に避難を始めましょう。

ただし、警戒レベル3高齢者等避難の情報発令時は、学区コミュニティセンターのみの開設となります。

■ 避難が大変でも あきらめないで!

土石流や大水害など、これまでに経験 したことのないような大きな災害や辛 い状況に出くわして避難が困難になる と、「もうだめだ」とくじけそうになっ てしまいます。でも、あきらめないで最 後まで力を出して避難しましょう。

これまでの大きな災害でも、周りの人達と声をかけあって死に物狂いで身を守り、救助されるまでかろうじて命をつないだ人たちが何人もいます。決してあきらめてはいけません。

■ 暗くなる前に避難しよう

夜の移動はとても危険です。暗闇で川や 用水路の水があふれて道の様子が変わっ ているのに気づくのが遅れ、流れに飲み込 まれることもあります。天気予報に気をつ け、日中から雨が降り続き夕方からも雨脚 が衰えないときなどは、警戒レベル4避難 指示の発令がなくても自主的に早めに避 難するよう心がけましょう。

土砂災害の危険が考えられる場合も、豪雨になる前、まだ明るいうちに避難するよう心がけましょう。



■ 高いところへ逃げよう

「命を守るための行動」

地下が危険なのはもちろん、1階でも泥水が一気に流れこみ水没する危険があります。避難が遅れ、周囲で浸水が始まっている場合は特に外へ出るのは危険です。建物の上の階へ逃げる「垂直避難」を考えましょう。

土砂災害の危険がある場合は、1階の山側の部屋を避け、2階の山からできるだけ遠い部屋へ緊急避難するようにしましょう。ただし、がけが高く、住宅が木造の場合は危険です。早めに鉄筋コンクリート造などの頑丈な建物へ避難しましょう。

■ 単独で行動するのは危険

ひとりで行動すると、怪我をしたり迷ったりしたときに、誰も様子がわからなくなり、たいへん危険です。避難するときには家族をはじめ、周囲にいる人と声をかけあい、顔を確かめ合いながら、一緒に行動するようにしましょう。

■ 車での避難は危険

車で避難すると、次の問題が起きるお それがあり、たいへん危険なので、極力 歩いて避難しましょう。

やむを得ず車を使う場合は交通状況 などを十分確認しましょう。

- 〇浸水によりブレーキが利きにくく なり、車ごと流される
- ○深く浸水すると水圧でドアが開か なくなり、車外へ脱出できなくなる
- ○道路が土砂崩れや陥没などで通行 不能になると、迂回を要し、スムー ズな避難ができなくなる
- ○多くの人々が車で避難すると、渋滞 や交通事故などが発生しやすくな る
- ○渋滞で立ち往生している間に被害 を受ける(アンダーパスの水没な ど)
- 〇避難する車が歩行者の安全な避難 をおびやかします。



■ 隣近所に声をかけ、確実に避難

災害に直面したとき、危険だという情報が入っても「ここは大丈夫だろう」と、事態を楽観的に考えがちです。このような状態を「正常性バイアス」といい、誰もがもっている心理です。

正常性バイアスに打ち勝つには、災害を自分だけの問題と考えないこと、地域のみんなで危険であることを共有し、地域全体で避難するように考えることが重要です。

個人の危険を地域の危険として、隣近 所に声をかけあい、みんなで避難しましょう。

■ 避難した後も油断しないで

自宅から最寄りの避難所に避難(これを一次避難といいます)した後も、災害の状況によっては、避難した場所が浸水や土砂災害の危険にさらされることもあります。

避難した後も、災害の前兆現象には十分注意し、危険と判断したら避難所にとどまらず、より安全な場所へ速やかに避難するようにしましょう(これを二次避難といいます)。

■ 雨がやんでも半日は危険

雨がやんだあとでも雨水は土の中に染み込み、地下水位が上がり続け、土砂災害が起きやすい状態になります。たとえば大雨がやんでから数時間後に避難所から家に戻ったところへ土石流が発生し、大災害になることもあります。

雨がやんでも、すぐさま安全だと油断 しないようにしましょう。



第3章 土砂災害対策編

土砂災害の対象地域

1 土砂災害から命を守る!

土砂災害は発生の予測がたいへん難しい自然災害です。降雨により発生するもの、地震により発生するもの、また突発的に発生するものなど、発生原因は多岐にわたります。

そのため、あらかじめどのような危険があるかを知り、早めの避難に備えることが大事です。

1-1 土砂災害の特徴を知ろう

土砂災害は、大きく分けて「土石流」「がけ崩れ」「地すべり」があります。

■ 土石流

谷や斜面の多量の土砂や倒木が、大雨などの水と一緒になり一気に下流に運ばれる現象です。山津波とも呼ばれます。川底や山腹を削り、時速40km 程度の勢いで下流を襲うため、大きな被害が生じます。土石流は速度が速いため、走っても逃げ切れません。

万が一、土石流から逃げる必要があるときは土石流が向かってくる方向と直角の方向に 逃げてください。

■ がけ崩れ

急な斜面が水を含み、突然崩れ落ちる現象で、崩れた土砂による被害は、斜面の高さの 2倍程度の範囲にまで及びます。がけ崩れは多くが家屋の裏で発生します。また、突発的 に発生し、崩れ落ちるスピードが速いため、人命、身体に大きな影響を与えます。

■ 地すべり

斜面の一部あるいは全体が、ゆっくりと滑り落ちる現象です。押しだされた土砂は非常に広範囲にわたって、大きな被害をもたらします。動くスピードは1日に数ミリメートルすが、突然、数メートルも動くことがあります。

「深層崩壊」といって、地表だけでなく下部の風化した岩盤と一緒に高速で崩れ落ちることがあります。深さが十mに達することもあり、大規模になります。

1-2 土砂災害のメカニズムを知ろう

■ 土石流のメカニズム

土石流とは、降雨により山腹や川底の土砂が、一気に下流へと運ばれる現象を言います。土石流は土砂だけではなく、山腹の樹木等も巻き込み流下します。



降雨などにより、沢に多く の水が流れ込む。

また、多量の水の供給により地山がゆるみ、崩壊が発生しやすい状況になります。





山腹の崩壊や、川岸が削られることによって、土砂が発生する。

土砂は樹木等も巻き込み、下 流へ運ばれていく。



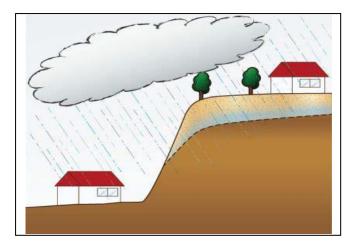


土石流発生

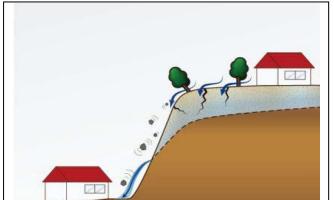
■ がけ崩れのメカニズム

がけ崩れとは、地中にしみ込んだ水分などにより急な斜面が不安定になり、降雨などの影響によって急激に崩れ落ちることです。

また、地震により発生する可能性もあります。



降雨などによる影響で地中 に多くの水が供給される。





斜面にゆるみが生じ、亀裂の発生や、崖からの湧き水などの前兆現象がみられることがある。

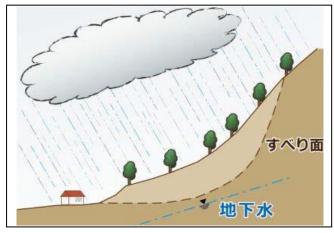




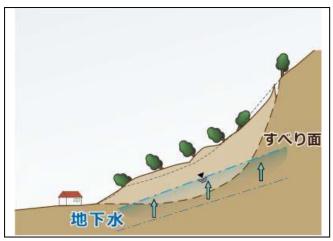
がけ崩れ発生

■ 地すべりのメカニズム

地すべりとは、降雨などにより、ゆるやかな斜面に雨水などがしみ込み、地面がそのままの形でゆっくりと下方向に動き出す現象です。広い範囲にわたって発生するのが特徴です。地すべりの発生には地中の水(地下水)が大きく関係する場合がほとんどです。 また、地震により発生する可能性もあります。

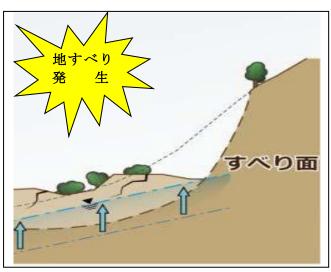


降雨などによる影響で地中 に多く水が供給される。





降雨などによる影響で地下 水位が上昇し、緩慢な移動が 発生する。





地すべり発生

1-3 土砂災害ではここに注意しよう

■ 土砂災害の発生原因

土砂災害はその土地の地質状況や、土地の特性、雨の降り方などによって発生の有無や 発生のタイミングが異なります。そのため、土砂災害発生を予測することは困難です。

しかし土砂災害は、降雨によって引き起こされるケースが多いため、気象情報をしっかりチェックし、集中豪雨の発生が予想されるときは早めに避難するなど、素早く行動することが大切です。

■ 土砂災害危険度を知って早めに避難

土砂災害発生の危険度を知らせる情報として、「土砂災害警戒情報」があります。「土砂災害警戒情報」とは、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です(P18を参照)。

豪雨に見舞われたり、土砂災害警戒情報が出た際には、避難行動を起こすことが大切です。

■ 土砂災害の前兆に注意しよう

土砂災害による被害にあわないように、土砂災害の前兆現象に注意しましょう。次の前 兆現象が見られたら、速やかに避難してください。

このとき、むやみに斜面や渓流に近づくことは危険なため、やめましょう。

【斜面や構造物の変状】

- 地面が動き出すため、ひび割れ、落ち込み・盛り上がりが生じる
- 動き出した土砂に圧迫されて、家や壁に亀裂が生じる
- ・土砂が動き出す影響によって、斜面のはらみ出しが生じる
- 樹木や電柱の傾きが生じる

【水・沢の異常】

- ・ 土砂の移動によって、沢や井戸水が濁る
- 水の吹き出しやしみ出しが生じる
- 急に川の水がにごる
- 上流で多くの樹木が倒されている影響で、流木が生じる
- 上流で川がせき止められるなどして、川の水位が一時的に低下する

【音】

- ・地鳴り、山鳴りが聞こえる
- 地面に亀裂が生じたため、樹木の根が切れる音がする
- 地面が動き出すため、樹木が揺れる音がする

【匂い】

土の腐ったにおいがする



地面のひび割れ



地鳴り・山鳴り



流木の発生



井戸水の濁り



亀裂・水の吹き出し



水のしみ出し・落石

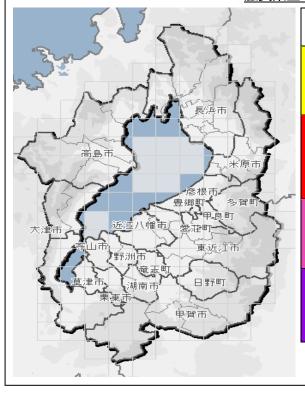
※ここに示す前兆現象がすべてではありません。この他にも、日頃目にしている斜面や渓流に 異常を感じ取った場合には、速やかに避難行動をとってください。

滋賀県土木防災情報システム(土砂災害降雨危険度)

インターネットで土砂災害の危険度を確認できます。次の方法で検索してください。

滋賀県ホームページ ⇒ 防災・災害情報 ⇒ 滋賀県防災ポータル ⇒

滋賀県土木防災情報システム ⇒ 土砂災害降雨危険度



		,	191
注		意	警戒レベル2相当情報実況または予想で大雨注意報発表基準の土壌雨量指数を超過
警		戒	警戒レベル3相当情報 (警戒レベル3高齢者等避難相当)実況または予想で大雨警報発表基準 の土壌雨量指数を超過
非危	常	に険	警戒レベル4相当情報 (警戒レベル4避難指示相当)予想で土砂災害警戒情報発表基準を 超過
極危	め	て険	警戒レベル4相当情報 (警戒レベル4避難指示相当)実況で土砂災害警戒情報発表基準を

※県情報システムの趣旨を変えずにわかりやすい表現にしています。 ※詳細は次ページの≪警戒レベル相当情報と警戒レベル避難情報≫ を参照してください。

超過

≪ 「警戒レベル○相当情報」 と 「警戒レベル○」避難情報 ≫

	「言成しへいし怕」	引用報」 C 「言戏し	ノバル〇」、近発消費	
区分	警戒レベル5 相 当 情 報	警戒 レベル 4 相 当 情 報	警戒レベル3相 当情報	警戒レベル2 相 当 情 報
土砂災害降雨危険度		極めて 非常に 危 険 危 険	警 戒	注 意
基準水位		氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位
洪水に関する情報	氾濫発生情報	氾濫危険情報	氾濫警戒情報	氾濫注意情報
気象情報等	大雨特別警報(土砂災害、浸水害)	土砂災害警戒情報	大雨警報·洪水警報 (土砂災害、浸水害)	大 雨 注 意 報 洪 水 注 意 報
住民が取るべき 行 動 例	何らかの災害が すでに発生して いる可能性が極 めて高い状況と なっています。 命を守るための 最善の行動をと ってください。	・災害が想定されている区域等では、自治体からの避難をの発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	・災害が想定され ている区域等で は、自治体から の高齢者等部 の発令に留意す るとともに、 険度分布や河川 の水位情報等を 用いて高齢を の判断をして ださい。	・ハザードマップ 等により、災害 が想定されてい る区域や避難 先、避難経路を 確認してくださ い。
警戒 レベル避難 情報	警戒レベル5緊急安全確保	警戒レベル4避難指示	警戒レベル3高齢者等避難	

- ※ 滋賀県土木防災情報システム掲載されている凡例を趣旨を変えずに土砂災害降雨危険度を中心にして編集しています。
- ※ 「警戒レベル〇相当情報」は、国や県が発表する気象情報等を指し、「警戒レベル〇」避難情報等は市が発令する避難情報等を指します。

「警戒レベル〇相当情報」や「警戒レベル〇」の関連性や避難情報の内容の違いについてはP20、21を参照ください。

2 落ち着いて避難しよう

2-1 自助行動の重要性

災害に対しては、何よりもまず自助行動、すなわち身の安全の確保を優先することを考えて、早めの避難を行うことが重要です。

過去の経験から「大丈夫だろう」という安易な判断で避難を怠れば、いざ猛烈な勢いで 迫る土石流や大洪水を目の前にしたときには、手遅れになりかねません。

自ら危険を察知して、消防や行政職員などの助けを待つことなく、直ちに避難行動を起こすことが重要です。

豪雨災害における自助・共助行動の事例

【事例1】市の防災無線による見回り依頼で、 土石流の危険に気が付き、家族を避難 ~K県A氏の事例

消防団でもあるA氏は、以下のように土石流から避難した。

- 〇午前4時頃、市役所から見回り依頼を受けたが、屋外に出た時点で浸水に気が付き、既に見回りのできる状態ではなかった。
- 〇午前5時頃、家族を家の前の自動車に避難させた。その約1時間後、土石流で家が全壊したが、車への避難で助かった。

【事例2】水の音・がけ崩れなどの異常を察知し、土石流襲来前に避難 ~K県B氏の事例~

- B氏は、以下のように土石流から避難した。
 - ○近くで水が流れる音が気になって眠れなかった。
 - ○家の上のがけが崩れるのを目視で発見し、隣家に避難した。その直後に土石 流で家が全壊し、間一髪で難を逃れた。

【事例3】高齢者が多いため、指定避難所ではなく 近くの小学校に緊急避難 ~Y市の事例~

区長・小学校の以下のようなとっさの判断・行動が高齢者の命を救った。

- ○Y市から避難指示の連絡が入ったが、指定避難所まで約5kmと遠く、その上高齢者が多いため、区長が緊急避難場所として、300m 足らずの距離にある近くの小学校を選んだ。
- 〇避難開始から30分後に川が破堤したが、住民は全員避難できた。
- 〇普段から地域の絆が強く、小学校側は緊急時には協力し迎え入れる準備を していた。

2-2 避難に備えよう(直前の確認)

(1) 雨が降り始めたら ~避難指示などが出る前に~

■ 防災情報をしっかり追いかける

テレビやインターネットなどで、気象情報や河川防災情報、土砂災害関連情報などをチェックし、いつごろ避難が必要になるかの目安をたてます。



■ 持ち出し品を確認

携帯ラジオや懐中電灯、飲料水、貴重品などの非常持ち出し品の準備や携帯電話を充電するなど、いつでも避難できるように備えます。



■ 避難ルートや連絡手段を確認

状況に応じてすぐに避難できるよう、 ハザードマップなどを参考に、避難先と 避難ルートを確認します。

また、避難途中で家族等と離ればなれ になっても大丈夫なように、落ちあう先 や連絡手段を確認しておきましょう。



■ 市からの避難情報に注意

雨が強くなると、市から避難情報 「警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示」が発令され、広報車 や消防車などを通して避難の呼びかけ が行われます。

警戒レベル4避難指示が出されるときは、自分の身に危険が迫っている状況なので、速やかに避難を開始しましょう。

■ 安全確保(危険防止)対策

浸水や強風による被害から家財を守るため、大事なものを2階以上に運び上げたり、保護や固定したりしておきます。また。雨戸やブラインド、カーテンを引いて窓ガラスの飛散を防止します。

(2) 前兆現象に注意しよう

■ 雨の降り方に注意

集中豪雨は、急速に発達する積乱雲により引き起こされ、急激に変化します。このため、気象情報をしっかりチェックし、集中豪雨の発生が予想されるときは早めに避難するなど、素早く行動することが大切です。

■ 土砂災害の前兆現象に注意

斜面や渓流に普段から気を配っていると「いつもと違う」状況を発見することがあ り、これらは土砂災害が発生する「前兆現象」の可能性があります。

〇沢や井戸の水が濁る、地面にひび割れができる、斜面から水が吹き出すなど



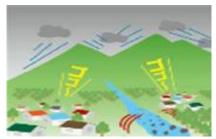


○がけに割れ目が見える、がけから水が湧き出ている、がけから小石がパラパラと 落ちてくるなど





〇山鳴りがする、急に川の流れが濁り流木が混じる、雨が続いているのに川の水位 が下がるなど





※「前兆現象」は必ず起きるものではありません。また、危険ですので「前兆現象」 をあえて確認しに行くことはやめましょう。

2-3 避難する 「自分の命を守るための行動」

■ 危険を感じたらすぐ避難

避難の目安は20ページの「警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示」の2つの発令のとおりですが、大雨や前兆現象で危険と判断したらすぐに避難しましょう。

避難の途中で忘れ物に気づいても、家に取りに戻るのは危険です。安全が確認されるまで戻るのは避けましょう。

特に、高齢者や妊婦、小さい子どもがいるなど、避難に時間を要する場合は、早め(警戒レベル3高齢者等避難の情報発令時)に避難を始めましょう。

ただし、警戒レベル3高齢者等避難の発令 時は、学区コミュニティセンターのみの開設 となります。

■ 暗くなる前に避難しよう

夜の移動はとても危険です。暗闇で川や用水路の水があふれて道の様子が変わっているのに気づくのが遅れ、流れに飲み込まれることもあります。天気予報に気をつけ、日中から雨が降り続き夕方からも雨脚が衰えないときなどは、警戒レベル4避難指示の発令がなくても自主的に早めに避難するよう心がけましょう。

土砂災害の危険が考えられる場合も、豪雨になる前、まだ明るいうちに避難するよう心がけましょう。



■ 単独で行動するのは危険

ひとりで行動すると、怪我をしたり迷ったりしたときに、誰も様子がわからなくなり、たいへん危険です。避難するときには家族をはじめ、周囲にいる人と声をかけあい、顔を確かめ合いながら、一緒に行動するようにしましょう。

■ 車での避難は危険

車で避難すると、次の問題が起きるおそれがあり、車での避難はたいへん危険なので、極力歩いて避難しましょう。

やむを得ず車を使う場合は交通状況な どを十分確認しましょう。

- 〇浸水によりブレーキが利きにくくな り、車ごと流される
- ○深く浸水すると水圧でドアが開かな くなり、車外へ脱出できなくなる
- ○道路が土砂崩れや陥没などで通行不能になると、迂回を要し、スムーズな避難ができなくなる
- ○多くの人々が車で避難すると、渋滞や 交通事故などが発生しやすくなる
- ○渋滞で立ち往生している間に被害を 受ける(アンダーパスの水没など)
- 〇避難する車が歩行者の安全な避難を おびやかします。



■ 頑丈な建物へ逃げよう

土砂災害の危険がある場合は、1階の 山側の部屋を避け、2階以上で山からで きるだけ遠い部屋へ緊急避難するように しましょう。ただし、がけが高く、住宅 が木造の場合は危険です。早めに鉄筋コ ンクリート造などの頑丈な建物へ避難し ましょう。

■ 隣近所に声をかけ、確実に避難

災害に直面したとき、危険だという情報が入っても「ここは大丈夫だろう」と、事態を楽観的に考えがちです。このような状態を「正常性バイアス」といい、誰もがもっている心理です。

正常性バイアスに打ち勝つには、災害を自分だけの問題と考えないこと、地域のみんなで危険であることを共有し、地域全体で避難するように考えることが重要です。

個人の危険を地域 の危険として、隣近 所に声をかけあい、 みんなで避難しまし ょう。



■ 避難が大変でも あきらめないで!

土石流や大水害など、これまでに経験 したことのないような大きな災害や辛い 状況に出くわして避難が困難になると、 「もうだめだ」とくじけそうになってし まいます。でも、あきらめないで最後 まで力を出して避難しましょう。

これまでの大きな災害でも、周りの人達と声をかけあって死に物狂いで身を守り、救助されるまでかろうじて命をつないだ人たちが何人もいます。決してあきらめてはいけません!

■ 避難した後も油断しないで

自宅から最寄りの避難所に避難(これを一次避難といいます)した後も、災害の状況によっては、避難した場所が浸水や土砂災害の危険にさらされることもあります。

避難した後も、災害の前兆現象には十分注意し、危険と判断したら避難所にと どまらず、より安全な場所へ速やかに避 難するようにしましょう(これを二次避 難といいます)。

■ 雨がやんでも半日は危険

雨がやんだあとでも雨水は土の中に染み込み、地下水位が上がり続け、土砂災害が起きやすい状態になります。たとえば大雨がやんでから数時間後に避難所から家に戻ったところへ土石流が発生し、大災害になることもあります。

雨がやんでも、すぐさま安全だと油断 しないようにしましょう

第4章 地震対策編(市内全域が対象となります)

- 1 地震が起きる前に(消防庁防災マニュアルより)
- 1-1 地震を知る

地域や住んでいる建物によって地震による揺れの強さが違うことを知っておきましょう。

- ●震度とは、地面の揺れの強さで表しますが、同じ地震でも地盤や同じ建物でも階により揺れの程度が違ってくるので、地域で想定されている震度を基に実際に自宅や職場がどれくらい揺れるのか知っておくことが必要です。
- ●マグニチュードは地震そのものの大き さを表すもので、実際の揺れの強さを 意味するものではありません。



1-2 自宅の脱出ルートを考える

避難所に避難するためには、まず自宅から安全に脱出する必要があるので、事前に自宅の避難経路を考えておきましょう。

- ●地震により、玄関が開かないなどが考えられるので、自宅から外への避難経路は複数のルートを考えておきましょう。
- ●脱出通路に障害になるものを置かないようにしま しょう。
- ●就寝時に地震が起こることもあるので枕元には懐中電灯、スリッパなどを用意しておきましょう。
- ●また、2階などからの脱出用に避難はしごを用意 しておきましょう。



1-3 火災への備え

(1) 火災を防ぐ

地震による火災が発生すると大きな被害をもたらします。火災を出さ ないためには日頃からの備えが大切です。

- ●時間帯や季節、場所などによって出火の危険性は 異なります。様々な状況をイメージして出火防止 に努めましょう。
- ●消火器の正しい使い方を理解し、いざという時に 使いやすい場所に備えておきましょう。
- ●また、消火器には有効期限があるので確認してお きましょう。

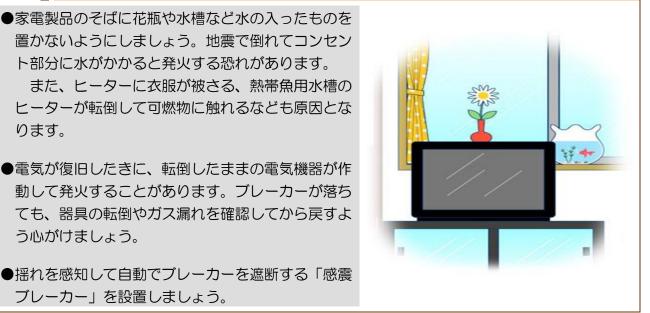


(2) 電気機器の出火を防ぐ

ります。

日常生活に欠かせない電気も地震時においては出火の要因となりえま す。(地震による出火原因の約6割は電気によるものです。)

- 置かないようにしましょう。地震で倒れてコンセン ト部分に水がかかると発火する恐れがあります。 また、ヒーターに衣服が被さる、熱帯魚用水槽の ヒーターが転倒して可燃物に触れるなども原因とな
- ●電気が復旧したきに、転倒したままの電気機器が作 動して発火することがあります。ブレーカーが落ち ても、器具の転倒やガス漏れを確認してから戻すよ う心がけましょう。
- ●揺れを感知して自動でブレーカーを遮断する「感震 ブレーカー」を設置しましょう。



(3) ガス機器の出火を防ぐ

ガスも日常生活に欠かせないものですが、地震時においては出火の要 因となりえます。

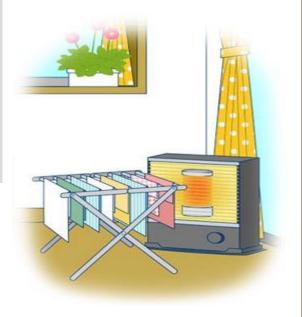
- ●揺れを感じて自動的にガスの供給を停止するガス 漏れ遮断器(ガスマイコンメーター)がほとんど のご家庭に設置されています。特性や使い方を十 分に理解しておきましょう。
- ●ガスコンロ周辺の棚などから燃えやすいものが落ちてこないようにしておきしましょう。



(4) 石油機器の出火を防ぐ

地震時に出火の要因になりうる石油機器としては、石油ストーブが考えられます。

- ●石油ストーブへの給油時などに灯油をこぼさないよう注意しましょう。また、倒れても灯油が漏れないように給油口をしっかり閉める習慣をつけましょう。
- ●石油ストーブのそばには洗濯物やカーテンなど燃え移りやすいものを近付けないようにしましょう。



1-4 家屋や家具倒壊への備え

(1) 耐震診断を受ける

阪神・淡路大震災では家屋の倒壊による死者が約8割を占めました。 まずは耐震診断を受け、自分の家が安全かどうかを確かめましょう。

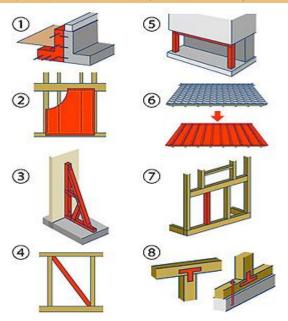
- ●昭和 56 年以前に建てられた建物は、古い耐震基準で建てられているため、耐震診断を受けましょう。また、昭和 56 年以降に建てられた建物でもバランスの悪い建物や地盤が悪い敷地に建てられた建物、壁や基礎にひび割れがある建物なども耐震診断を受けましょう。
- ●当市では、昭和 56 年以前に建てられた木造住宅の無料簡易耐震診断ができる「木造住宅耐震診断 員派遣事業」がありますので、不安があるようで したら診断を受けましょう。



(2) 耐震補強を行う

地震発生後にも普段どおりの生活を送るためには住宅の耐震化が非常に重要です。必要に応じて耐震補強を行い、自分の家の安全を確保しましょう。

- ●耐震補強方法にはこんなものがあります。
 - ①打ち増しなど基礎部分の補強
 - ②構造用合板など壁面の補強
 - ③沿柱など建物の外側からの補強
 - ④筋交いなどの補強
 - ⑤ベランダなど「はね出し部」の補強
 - ⑥屋根の軽量化
 - ⑦柱の増設
 - 8柱や梁などの交換、金具補強
- ●当市では、耐震改修の補助事業やより精密な診断 のための補助事業があります。



(3) ブロック塀・石塀の撤去・補強

平成 30 年の大阪府北部地震では、通学道路のブロック塀の倒壊により 児童が亡くなりました。また、倒れた塀は道路をふさぎ、避難や救助・消 火活動を妨げることにもなります。

- ●ブロック塀にも基準があり、基準を満たしていないものは大変危険です。また、石塀は、石と石を結んで補強することが難しいので十分な注意が必要です。
- ●ブロック塀や石塀などは専門家による強度の確認 を受け、必要に応じて撤去するか、補強をしましょう。また、そのような塀を生垣に変えることも 有効です。



(4) 家具の転倒を防止

建物が無事でも、家具などが転倒すると、下敷きになってケガをした り、避難経路を塞いだりしてしまいます。

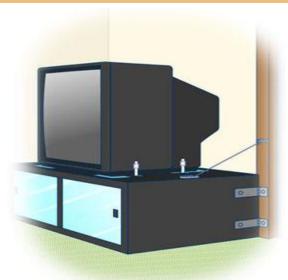
- ●タンスや棚は L 型金具などで壁の桟や柱に固定しましょう。
- ●引き出しや観音開きの扉にはストッパーなどを取り付け、中身が飛び出さないようにしておきましょう。
- ●扉がガラスの場合はガラス飛散防止フィルムを貼っておきましょう。
- ●壁や家具の種類などによって適した方法が異なります。自分の家や家具などにあった方法を選びましょう。



(5) 家電などの転倒・落下防止

家電製品が転倒したり、照明器具が落下したりすることも大変危険です。

- ●台にテレビやパソコンを載せている場合は、金具 や耐震シートなどで本体と台を固定し、L型金具 などで桟や柱に固定しておきましょう。
- ●吊り下げ式の照明器具は複数のチェーンを使い数 箇所を天井に止め、固定しましょう。
- ●蛍光灯や電球は、割れても飛び散りにくい飛散防止が施されたものに取り替えましょう。



(6) 家具の配置を工夫する

家具などの配置を工夫することも有効です。まずは手軽にできること からはじめてみましょう。

- ●寝室や子ども・高齢者の部屋、出入口付 近にはできるだけ背の高い家具は置かな いようにしましょう。
- ●就寝位置を家具から離したり、転倒しに くい側方とするといった方法も考えられ ます。
- ●重量のある家電製品はできるだけ低い位置に置くようにしましょう。



2. 地震にあったら (消防庁防災マニュアルより引用)

2-1 屋内編

(1) 一般住宅(自宅での基本的事項)

丈夫な机やテーブルなどの下にもぐり、机などの脚をしっかりと握りましょう。また、頭を座布団などで保護して、揺れが収まるのを待ちましょう。

- ●突然大きな揺れに襲われたときは、まずは自分の 身を安全に守れるように心がけましょう。
- ●戸を開けて、出入り口の確保をしましょう。
- ●棚や棚に乗せてあるもの、テレビなどが落ちてき たりするので、離れて揺れが収まるのを待ちまし ょう。
- ●あわてて戸外に飛び出さないようにしましょう。



(2) 一般住宅(寝ているとき)

揺れで目覚めたら寝具にもぐりこむかベッドの下に入れる場合はベッドの下に入り、身の安全を確保しましょう。

- ●暗闇では、割れた窓ガラスや照明器具の破片でけ がをしやすいので注意をしましょう。
- ●枕元には、厚手の靴下やスリッパ、懐中電灯、携帯ラジオなどを置いておき、避難が出来る準備をしておきましょう。
- ●寝室には、倒れそうなもの等をおかないように し、頭の上にものが落ちてこない所に寝ましょ う。
- ●ベッドの上部をフレームなどで覆い、寝ている人 を保護する「防災ベッド」もあります。



(3) 一般住宅(トイレ・お風呂)

揺れを感じたらまずドアを開け、避難路を確保し揺れが収まるのを待 ちましょう。

- ●風呂場ではタイルや鏡、トイレでは水洗用のタンクなどが落ちてくることがありますので注意しましょう。
- ●入浴中は鏡やガラスの破損によるけがに注意しま しょう。
- ●浴槽の中では、風呂のふたなどをかぶり、頭部を 守りましょう。
- ●揺れが収まるのを待って避難しましょう。



(4)一般住宅(台所)

テーブルなどの下に身を伏せ、揺れが収まるのを待ちましょう。

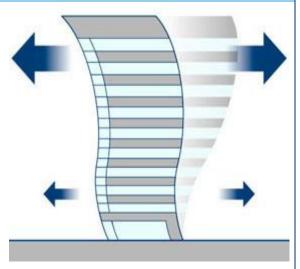
- ●無理して火を消しに行くと調理器具が落ちてきて やけどなどをしたりするので、揺れが収まるまで 待ちましょう。
- ●食器棚や冷蔵庫が倒れてくるだけでなく、中身が 飛び出してくることもあるので注意しましょう。
- ●コンロの近くの場合、調理器具が滑り落ちてくる 場合があるので、コンロの近くから離れ、揺れが 収まったら落ち着いて火を消しましょう。
- ●揺れを感じて自動的にガスの供給を停止するガス 漏れ遮断器(ガスマイコンメーター)がほとんど のご家庭に設置されています。特性や使い方を十 分に理解しておきましょう。



(5) マンション

高層階では、地表より揺れが大きくなることがあるので注意しましょ う。

- ●丈夫な机などの下に身を隠し、揺れが収まるのを 待ちましょう。
- ●高層階での地震は、揺れ始めは遅く、揺れ出すと 長く揺れ、揺れ幅も大きくなる傾向があります。
- ●日頃から非常口の確認をしておきましょう。



(6) 職場

職場ではキャビネットや棚、ロッカー、コピー機などから離れ、頭部 を守り、机の下に隠れるなど身を守りましょう。

- ●窓ガラスが割れることがあるので、窓際から離れ ましょう。
- ●OA機器などの落下に注意しましょう。
- ●常日頃から整理整頓をするなど職場環境をよくしておきましょう。
- ●外へ逃げるときは落下物などに注意し、エレベー ターは使わないようにしましょう。



(7) スーパー・デパート

バックや買い物かごなどで頭を保護し、ショーケースなど倒れやすい ものから離れましょう。

- ●エレベーターホールや比較的商品の少ない場所、 柱付近に身を寄せましょう。
- ●ガラス製品や瀬戸物、その他、陳列棚の商品など の落下・転倒に注意しましょう。
- ●慌てて出口に殺到せず、係員の指示に従いましょう。
- ●エレベーターが動いていたとしても、エレベーターによる避難はしないようにしましょう。



(8)映画館・劇場

バックなどで頭を保護し、座席の間に身を隠して、揺れが収まるのを 待ちましょう。

- ●天井からの落下物や窓ガラス等に注意しながら、 安全な場所に避難しましょう。
- ●停電しても誘導灯や非常灯がつきますので、慌てずに、係員の指示に従いましょう。
- ●慌てて出口や階段に殺到しないようにしましょう。
- ●事前に避難口を確認しておきましょう。



(9) 学校

教室内では、机の下に潜って落下物などから身を守り、慌てて外に飛び出すなど勝手な行動はせずに、教職員の指示に従いましょう。

- ●廊下、運動場、体育館などでは、中央部に集まってしゃがみましょう。
- ●実験室などでは薬品や火気に注意し、避難しましょう。
- ●通学路が危険なこともあるので、勝手に帰宅しないようにしましょう。



(10) エレベーター

全ての階のボタンを押し、最初に停止した階でおりるのが原則ですが、 停止した階で慌てておりるのではなく、階の状況を見極めるのも大切 です。

- ●地震の時は同様に閉じこめられている人も大勢いるとう想されます。救助にすぐに駆けつけてくれるとは限りません。
- ●エレベーターに閉じこめられても、焦らず冷静になって「非常用呼び出しボタン」等での連絡を取る努力をしましょう。



2-2 屋外編・乗り物編

(1) 住宅地

強い揺れに襲われると、住宅地の路上には落下物や倒壊物があふれま す。

- ●住宅地の路地にあるブロック塀や石塀は、強い揺れ で倒れる危険があります。揺れを感じたら塀から離 れましょう。
- ●電柱や自動販売機も倒れてくることがありますの で、そばから離れましょう。
- ●屋根瓦や二階建て以上の住宅のベランダに置かれているエアコンの室外機、ガーデニング用のプランターなどが落下してくることがあります。頭の上も注意しましょう。
- ●強い揺れが起きると、耐震性能の低い住宅が倒壊する場合もあります。これにより瓦礫や窓ガラスが道路内に散乱する可能性もありますので、揺れを感じたら周辺の状況に注意しましょう。



(2) オフィス街・繁華街

中高層ビルが建ち並ぶオフィス街や繁華街では、窓ガラスや外壁、看板などが落下してくる危険性があります。

- ●オフィスビルの窓ガラスが割れて落下すると、時速 40~60km で広範囲に拡散します。
- ●ビルの外壁や張られているタイル、外壁に取り付けられている看板などが剥がれ落ちることもあります。
- ●鞄などで頭を保護し、できるだけ建物から離れましょう。
- ●繁華街では、オフィス街には少ない、店の看板やネオンサインなどの落下・転倒物が加わります。 強い揺れに襲われた際には十分注意しましょう。



(3) 山・丘陵地

落石に注意し、急傾斜地など危険な場所から遠ざかりましょう。

- ●登山やハイキングで山にいる時に強い揺れに襲われ た場合には、まず落石から身を守りましょう。
- ●地震で地盤がゆるみ、崩れやすくなっている可能性がありますので、ガケや急傾斜地など危険な場所には近づかないようにしましょう。



(4) 運転中の場合

急ブレーキを踏めば予想外の事故を引き起こすことにつながります。

●揺れを感じたら

- ① 急ブレーキは禁物です。ハンドルをしっかり握り、前後の車に注意しながら徐々にスピードを落とし、道路の左側に停車します。
- ② エンジンを切り、揺れがおさまるまでは車外に出ず、カーラジオから情報を入手します。
- ③ 避難の必要がある場合は、車のキーはつけたままにし、ドアをロックしないで、窓を閉めます。
- ④ 連絡先を見えるところに書き、車検証などの貴重品を持ち、徒歩で避難します。
- ●車での避難は、緊急自動車などの妨げになりますのでやめましょう。



(5) 鉄道

緊急停車に備え、ケガをしないように姿勢を低くしたり、手すりやつ り革をしっかり握りましょう。

- ●強い揺れを感知すると電車は緊急停車します。
- ●座席に座っている場合には、低い姿勢をとって頭部を鞄などで保護し、立っている場合には手すりやつり革をしっかり握って転倒しないようにしましょう。
- ●停車後は、乗務員の指示に従いましょう。



(6) バス

急ブレーキが踏まれる場合もあります。ケガをしないように姿勢を低くしたり、手すりやつり革をしっかり握りましょう。

- ●強い揺れを感じた場合に、危険を回避するために 急ブレーキが踏まれることもあります。
- ●座席に座っている場合には、低い姿勢をとって頭部を鞄などで保護し、立っている場合には手すりやつり革をしっかり握って転倒しないようにしましょう。
- ●停車後は、乗務員の指示に従いましょう。



3. 揺れが収まったら [消防庁防災マニュアルより引用]

3-1 身の安全の確保

まずは周囲を確認。身の安全を確保しましょう。

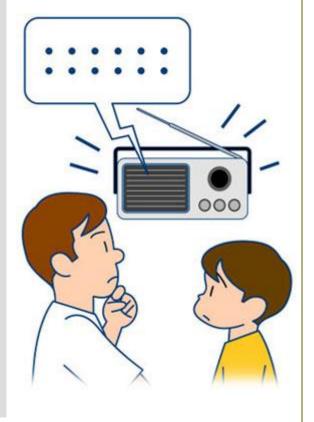
- ●あわてて行動すると、転倒した家具類、飛び散った ガラスの破片等でケガをする恐れがあります。
- ●小さな揺れの時、又は揺れがおさまった後に、窓や 戸を開け、出口を確保しましょう。



3-2 避難の判断

正しい情報に基づいた判断を! それがあなたの運命を左右します。

- ●災害が発生したときにはデマが飛び交いがち。噂に惑わされず、テレビ、ラジオ、市役所等からの情報に注意し、正しい状況の把握に努めましょう。
- ●市から避難の指示・勧告等が出たら、それに従い ましょう。
- ●市からの指示・勧告等がなくても、身の周辺に危険が迫っていると判断した場合は、ためらうことなく避難しましょう!
- ●消防署、警察等は救急・救助活動等に追われていることが予想されます。災害状況の問い合わせ等はこれらの活動に支障をきたすのでやめましょう。
- ●地震時に多くの人が電話をかけると、電話がつながりにくい状況になりますので、電話や携帯電話の使用は控えましょう。



3-3 避難の行動

(1) 家を出るとき

避難するときも周囲を確認。思わぬ事故に遭う恐れがあります。

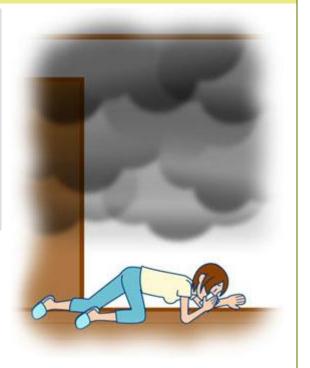
- ●外に出るときも周囲の確認を。ガラスや看板等が落 ちてくる可能性があります。
- ●避難する時には、電気のブレーカーを切り、ガスの 元栓を閉めましょう。
- ●我が家の安全を確認後、近所にも声をかけて安否を 確認しましょう。



(2) 火災に遭遇したとき

火災では煙が死亡要因の多くを占めています。冷静な避難行動をとり ましょう。

- ●日頃から火災が発生した場合に備えて避難ルート を確認しておきましょう。
- ●火災報知設備の警報を聞いたときは、状況を確認 するとともに、速やかな行動を心がけましょう。
- ●煙が部屋や廊下に充満してきた場合は、ハンカチ やタオルなどでロ・鼻をしっかり覆い、煙を吸わ ないよう姿勢を低くして避難しましょう。



(3) 避難方法

避難するときに車を使うと混乱を来す場合があります。

- ●避難する時は原則として徒歩で避難しましょう。車を使うと渋滞を引き起こし、消防・救急活動などに支障を来します。
- ●普段歩いている道も混乱して、歩きにくくなっている恐れがあります。携帯品は歩きやすいよう背負える範囲のものにとどめ、服装は活動しやすいものにしましょう。
- ●最寄りのコミュニティセンターや小・中学校などが 避難所に指定されています。さらに危険性がある場 合は広域避難場所に避難する必要がありますので、 身の回りの避難所や広域避難場所を日ごろからチェ ックしておきましょう。



3-4 帰宅困難者

(1)帰宅の判断

遠距離を無理に帰宅しようとすると、却って二次災害を引き起こす恐れもあります。 むやみに移動しないようにしましょう。

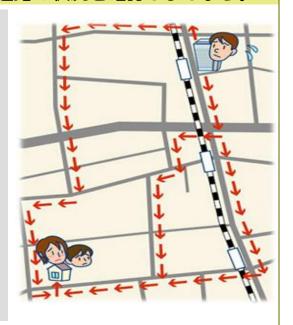
- ●通行できる道路が限られ、また駅などには人が押し 寄せてパニックが発生する恐れがあり、消防活動な どに支障を生じる恐れもあります。
- ●家族の安否が心配な場合は、公衆電話、NTT の災害 伝言ダイヤル 171、携帯電話の災害伝言板で家族と 連絡をとり、安全が確認できたら、無理に避難する 必要はありません。
- ●帰宅することだけを考えるのではなく、状況に応じて、自分がいる地域の救援活動に参加することも考えましょう。



(2)帰宅方法

地震が起きると普段通っている道路も通行困難になります。普段から自分で帰宅ルートを歩くなどして、道路の状況を確認しましょう。

- ●徒歩で帰宅する場合に備えて、普段から帰宅ルートを確認しておきましょう。災害時に通行止めになったり、混乱が発生する恐れが高いルートは出来るだけ避けましょう。
- ●夜は特に足下が見えにくく危険です。特に自宅まで 遠距離の人は時間帯もよく考えて行動しましょう。
- ●災害時には、情報提供などを行う帰宅困難者支援施設として、学校や公共施設、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどが指定されるケースが増えてきています。これらの施設も併せて確認しておきましょう。



3-5 救出•救護

(1) 初期消火

強い揺れではまず身の安全を確保してから火を消しましょう。

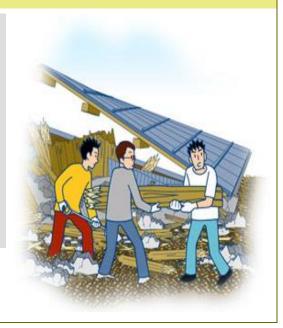
- ●大きな揺れの時は、一度机の下などに身を伏せ、揺れが収まるのを待ってから火を消しましょう。
- ●火災になった場合は、周りの人に大きな声で助けを 求めるとともに、手近にある消火器などで初期消火 をしましょう。
- ●もし初期消火ができず天井まで火が広がってしまったら、すぐにその場を離れて自分や他の住人の安全を確保するとともに、消防署や消防団へ助けを求めてください。
- ●消防署が到着するまで、近所の人たちや自主防災組織の人などと協力して、近隣の住民(特に子供や高齢者などの要配慮者)の避難を確認し、バケツリレーなど火災の延焼阻止を試みましょう。



(2) 救出活動 • 救護活動

消防による救出活動が困難な場合には、住民たちの協力が必要です。

- ●災害が大きくなると、負傷者が多くなり、また道路が通行困難となっているために消防署などによる救出活動が間に合わない場合があります。軽いケガなどの処置は、みんながお互いに協力し合って応急救護をしましょう。
- ●建物の倒壊や落下物などの下敷きになった人がいたら、意識があるかどうかを確認し、励ましましょう。救出活動には危険が伴う場合があります。できるだけ複数で協力して行いましょう。

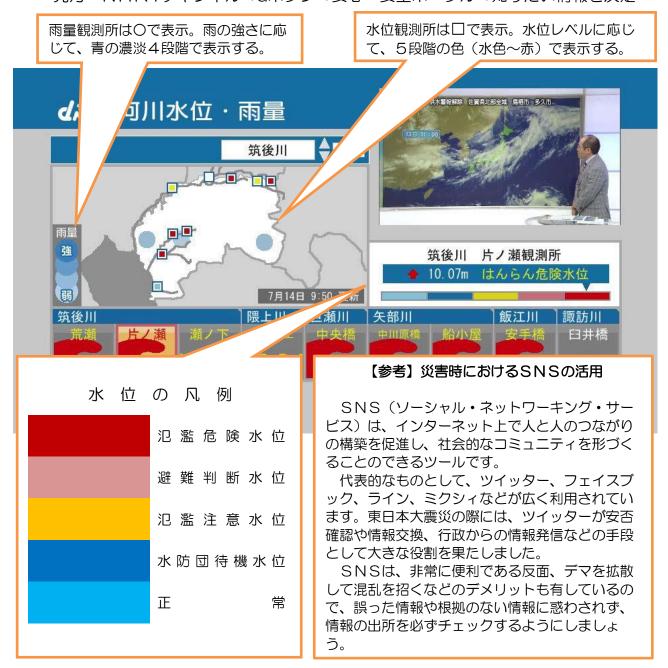


○資料編

1 気象情報、防災情報の詳細

1-1 テレビから入手できる情報

■ 地上デジタルテレビ放送による河川情報の提供(国土交通省、NHK)地上デジタルテレビ放送で河川情報(雨量・水位)を知ることができます。見方:NHK1チャンネル⇒dボタン⇒安心・安全ポータル⇒知りたい情報を決定



1-2 メールの受信により入手できる情報

■ 『近江八幡 Town-Mail』

市では、災害情報、不審者情報、消費生活情報、子育て情報、健康情報などを、申し込んだ人だけに希望する情報を携帯電話やパソコンへメールで配信するサービスを実施しています。

登録を希望する人は、利用上の注意事項などをご理解いただいたうえで、登録方法にしたがって手続きをしてください。

• 災害情報

市が発令する「警戒レベル3高齢者等避難」、「警戒レベル4避難指示」、「警戒レベル5緊急安全確保」などの防災や災害時の情報などをお届けします。

防災情報は、その性質上、夜間(深夜)に配信される場合があります。

本市の情報をタイムリーに入手できます。ぜひ登録してください。





■ しらしが(しらせる滋賀情報サービス)

https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/11688.html



大雨や台風、地震・津波などの気象情報や避難指示などの防災情報をメールで知らせる サービスです。パソコンでも携帯でも受け取れます。ぜひ登録して活用しましょう。

0「しらしが」とは

「知らせる滋賀情報サービス」の略称で、防災・防犯等の身の回りの危険に関する情報を、あらかじめユーザ登録された方へ電子メールで配信しています。

また、地上デジタル放送がご覧いただけるテレビでは、びわ湖放送のデータ放送から一部の情報をご覧いただけます。LINEでの配信も行われています。

○ しらしがメール配信の内容

避難情報	避難指示などが発令されたときに配信します。
河川水位情報	河川水位観測点で一定の基準値を超えたときに配信されます。
雨 量 情 報	雨量観測点で一定の基準値を超えたときに配信されます。
土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報が発表または解除されたときに配信されます。
けいたくん防犯・ 交 通 安 全 情 報	発生した犯罪をはじめとする各種防犯情報を配信します。 (滋賀県警察)
食品衛生情報	食中毒注意報と食の安全情報を配信します。
光化学スモッグ注意報	光化学スモッグ注意報等が発令されたときに配信します。
お 知 ら せ	催し・講座、募集、お知らせ、緊急のお知らせ(PM2.5 情報等)、不審者情報 ※消費生活情報、農業情報、感染症流行情報、道路交通情報、議会情報がある場合に配信します。
気 象 情 報	気象特別警報・警報・注意報情報が発表または解除されたときに 配信されます。竜巻注意情報が発表されたときに配信されます。
地震情報	県内で地震が起きたときに震度情報などが配信されます。

〇しらしがメールユーザーの登録方法

くパソコンの場合>

http://www.pref.shiga-info.jp にアクセスしてください。 ※パソコンでのブラウザソフトは、Microsoft InternetExplorer 8 以上をご利用ください。

<携帯電話・スマートフォンの場合> 右の二次元コードから「登録手続き(変更・解除)」に進み、 entry@pref.shiga-info.jp に空メールを送信してください。



その際にお手持ちの携帯電話等に「迷惑メール対策設定」を設定している場合、登録用の URL を通知する電子メールが届かない場合がありますのでご注意ください。 この場合、指定ドメイン許可のリストに 「pref.shiga-info.jp」を追加してください。

■ エリアメール、緊急速報メール(キャリア説明サイト)

各種携帯キャリアでは、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国・地方公共団体が配信する災害・避難情報を、回線混雑の影響を受けずに受信することができます。 あらかじめ自分の携帯電話の設定状況を確認し、緊急時にメールを受信できるように設定しておくと便利です。

1-3 インターネットで入手できる情報

気象庁では、台風情報や洪水情報、竜巻注意情報など、さまざまな気象情報を発表しています。テレビやラジオで最新情報を集めたり、インターネットで調べたりして、常に最新の情報に注意しておきましょう。

使いやすいサイトがあれば、携帯やパソコンにブックマークやお気に入りの登録をしておくと便利です。

市のホームページから次の「気象庁」、「滋賀県土木防災情報システム」、「滋賀県防災ポータル」、「国土交通省 川の防災情報」等にリンクしています。

近江八幡市ホームページ(目的別メニュー)⇒防災情報⇒全ての項目を見る

⇒防災情報などの各種リンク先

https://www.city.omihachiman.lg.jp/mokutekibetu/bousai/6/5464.html

■ 滋賀県土木防災情報システム

アクセス方法

<u>滋賀県ホームページ⇒防災・災害情報⇒滋賀県防災ポータル⇒滋賀県土木防災情報システム</u> https://shiga-bousai.jp/index.php

河川防災や土砂災害をはじめ、あらゆる滋賀県の防災に関する情報にアクセスできるポータルサイトです。滋賀県内の雨量や河川水位などの観測情報、気象警報・注意報、洪水予報、土砂災害警戒情報など防災に役立つ情報をリアルタイムで知ることができます。積極的に活用してください。

滋賀県土木防災情報システム



■ レーダー・ナウキャスト(気象庁)

アクセス方法

気象庁ホームページ(https://www.jma.go.jp)⇒防災情報⇒雨雲の動き

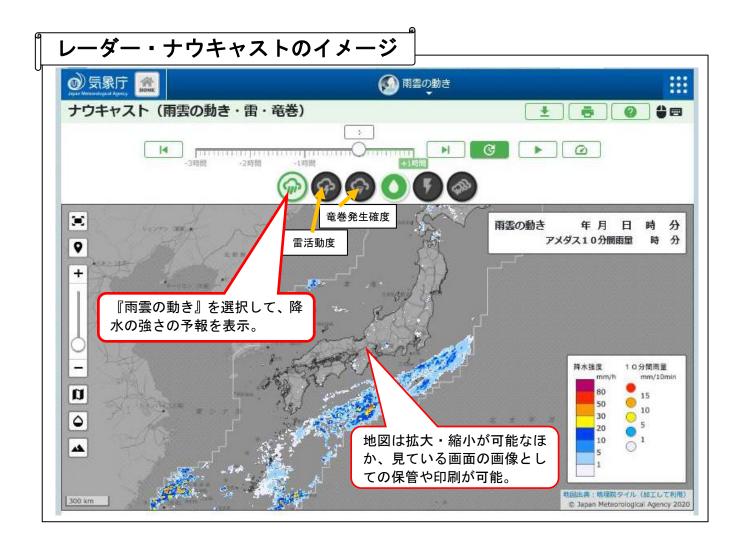
降水、雷、竜巻の発生予測を知ることができます。

・ 降水ナウキャスト:降水の強さの予報を1時間先まで5分毎に予測し表示

• 雷ナウキャスト : 雷の激しさや雷の可能性を活動度(4段階)として、1時間先

まで10分毎に予測し表示

・竜巻ナウキャスト:竜巻の発生確度を2段階で、1時間先まで10分毎に予測し表示



■ XRAIN雨量情報(国土交通省)

アクセス方法

川の防災情報ホームページ(https://www.river.go.jp/index)⇒レーダ雨量(XRAIN)

近年増加する集中豪雨や局所的な大雨は、これまで予測が難しいものでしたが、XRAN(XバンドMPレーダネットワーク)という技術を用いて、局所的な雨量をほぼリアルタイムに観測し、配信しています。観測から配信に要する時間は1~2分程度と非常に短くなっています。

■ 川の防災情報(国土交诵省)

https://www.river.go.jp/index

気象・水害・土砂災害についてのポータルサイトです。洪水予報・河川の水位など洪水に関する情報が掲載されています。また、洪水や浸水の被害が想定される区域についても掲載されていますので、ハザードマップと併せてご活用ください。

■ 滋賀県防災ポータル

https://dis-shiga.jp/pc/topdis-shiga.html

自主防災組織や安否情報をはじめとした滋賀県のあらゆる防災情報について総合的に掲載されているポータルサイトです。また、地域防災知恵袋では、先進的な取組みの紹介等もされていますので、地域での取組みの参考としてご活用ください。



2 避難行動要支援者の避難支援について

2-1 避難行動要支援者支援制度とは

地震や豪雨などの災害時には、お年寄りやからだの不自由な人は、避難する際などにたいへん苦労することが予想されます。

この制度は、高齢者や障がい者など、大規模な災害が起きたときに自力での避難が困難な人や災害情報の入手が困難な人が、大規模災害時に地域の支援を受けられるように、地域における共助による避難支援体制づくりを促進し、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指すためのものです。

2-2 マニュアルの対象となる避難行動要支援者

このマニュアルの対象とする避難行動要支援者は、次のいずれかに該当する方で災害時において①情報を得にくい人、②情報を得ても判断が出来ない人、③判断が出来ても物理的に動くことが出来ない人であり、かつ、家族等の支援を受けられないため、地域での支援を希望する方(支援を受けるために必要な個人情報を外部提供することに同意し、市へ登録申請した方に限る。)とします。

- (1)介護保険法に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、1・2級に該当する者および車いす利用の3級の者 (※ペースメーカー使用者、透析患者については除きます)
- (3) 療育手帳の交付を受け、A判定に該当する者
- (4)難病患者、要介護1・2、身体障がい者手帳保持者及び療育手帳保持者で、上記(1)から(3)に準ずる状態にある者
- (5)上記(1)~(4)に準ずる状態にある者で、難病患者、その他災害時に避難情報の入手、 判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者
 - ※ 地域には、市へ登録申請していない方や、市の避難行動要支援者の対象となる 方以外にも災害時に配慮を必要とする方がおられます。
 - こうした要配慮者の方々も、災害時等には避難支援が必要となる場合があります。

地域において配慮が必要な方の把握に努め、災害時における犠牲者をなくすため、地域における支えあいを進めましょう。

2-3 避難支援等関係者とは

避難支援等関係者とは、災害対策基本法第49条の11により、「消防機関、都道府県警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」と示されており、地域における支援者のことをいいます。

市では、特に自治会、自主防災組織およびそれに準ずる組織、民生委員児童委員を避難支援等関係者と定義し、当該団体および個人に対して、情報提供に同意された避難行動要支援者の名簿情報を提供することができますので、個別の避難支援方法を検討する際のツールとしてご使用ください。

また、市で指定した基準以外の範囲の方でも、地域においては支援が必要だと思われる 人もおられると思います。市から提供できる名簿についてはお渡しさせていただきますの で、地域における避難支援体制づくりを進めてください。

なお、市社会福祉協議会、まちづくり協議会、学区社会福祉協議会、ケアマネジャーや 相談支援専門員等については、地域における避難支援体制づくりの後方支援を行う団体と して位置付けています。

2-4 災害時に備えた平常時の対策

2-4-1 防災意識の啓発

災害発生時に被害を最小限にとどめるためには、日頃の防災対策が重要で、そのためには防災意識の向上が必要です。

避難行動要支援者の避難支援対策を考える場合、本人の「自助」による防災意識向上のみならず、地域住民による「共助」の意識の向上が必要です。

防災訓練等を実施する際には、避難行動要支援者避難支援対策の訓練を取り入れて、 本人も含めた訓練にも取り組みましょう。

1)避難行動要支援者本人及び家族に対する啓発

- ① 災害発生時は、近隣全てが被災者という状況になります。自分の身は自分で守ることを基本とする姿勢をもってもらいましょう。
- ② 家具を固定したり、ガラスが割れて飛散しないようフィルムを貼るなど家の中の安全対策を呼びかけましょう。
- ③ 非常持出品として、最低三日分程度の食料や飲料水のほか、必要な介護用品、 医薬品などを準備しておくように呼びかけましょう。
- ④ 災害発生時に避難行動要支援者が望む援助や必要とする支援内容等を支援者に明確に伝えられるよう、その情報を記述するなどしておいてもらいましょう。

2) 地域住民に対する啓発

- ① 地域の自主防災組織の活動を理解してもらい、積極的な参加を呼び掛けましょう。
- ② 防災研修会や各種行事、広報紙等を利用して、防災に関する知識の普及、啓発

を図るとともに、避難行動要支援者への配慮について呼びかけましょう。

- ③ 家の中の安全対策などが自力でできない避難行動要支援者に代わり、作業を行うなどの協働の意識を育み、地域住民同士の支援体制づくりを推進しましょう。
- ◆ 避難行動要支援者避難支援対策を想定した訓練に積極的に参加し、災害発生時における避難行動要支援者への対応方法を学んでもらいましょう。

2-4-2 情報収集・情報伝達手段の整備

災害発生時には、避難行動要支援者のハンディキャップに応じた迅速かつ的確な指示ができるよう、各種の災害を想定してできるだけ多くの情報収集・伝達手段を確保しておく必要があります。

収集した情報を避難行動要支援者へ伝達するには配慮が必要です。コミュニケーションは個々によって異なるため、分かりやすい言葉、筆談、身振り、絵、図などを用いてその人にあった方法で伝えましょう。

2-4-3 避難行動要支援者からの情報発信手段

声を出しにくい避難行動要支援者の場合、倒壊家屋に閉じ込められた場合などに、自 分の居場所を伝えることができるよう、ホイッスル等の携帯を呼びかけましょう。

2-5 災害発生時の対応

2-5-1 避難行動要支援者の救出、避難誘導等の応急活動

災害発生直後は、市、警察、消防が稼働できるようになるまでには、地域における住民の活動が中心になると考えられます。このため自主防災組織などによる避難行動要支援者の救出、避難誘導活動が非常に重要になります。

- ① 支援者はあらかじめ定めた救出、避難誘導体制に基づき、速やかな行動と情報収集に努めます。道路の冠水・陥没、避難所の被害等により定められた手段で定められた場所に避難できない場合は、近隣の公共施設や高台、ビルなどへ一時避難します。
- ② 救出にあたっては、地域住民協力のもとに行いましょう。
- ③ 平常時に想定されている避難行動要支援者に加え、災害により家族や近隣の援護を失ったりするなどして、新たに発生する要配慮者に対して的確に対応しましょう。

2-5-2 避難指示等の情報伝達と安否情報等の収集

地震等の災害により甚大な被害を受けた場合に、迅速に避難行動要支援者を避難誘導するには、地域の住民相互の協力が不可欠です。また、安否情報等を収集し、安否不明者の捜索、救出を迅速に行うためにも、市、消防等との連携をしつつ、地域住民

が一体となって活動することが重要です。

1)避難指示等の情報伝達

地震等の発生により避難が必要となった場合には、あらゆる手段を活用して危険を知らせ、迅速な避難を促すために情報を伝達することが必要です。

2) 安否情報等の収集

取り残された避難行動要支援者を救出するため、災害発生時の安否確認を速やかに 行うことが重要です。

- ① 事前に把握した避難行動要支援者の所在情報に基づき、迅速に安否等の状況を確認するため、避難所において避難してきた避難行動要支援者を把握します。
- ② あらかじめ定めておいた担当者からの報告、一緒に避難してきた住民や自主防災組織等との情報交換により避難行動要支援者等の救助や避難の状況を把握します。
- ③ 状況が把握できない避難行動要支援者については救助の応援や、場合によっては消防、警察に救助を依頼する等の措置を講じます。
- ④ 登録されていない要配慮者についても可能な限り安否等の情報を収集します。

2-5-3 在宅の避難行動要支援者の応急活動

避難せずに済んだ在宅の避難行動要支援者についても、日常的な生活が困難になることが予想されるので、必要な物資の供給や保健福祉サービスの提供等の情報伝達を行うことが必要です。

1) 在宅の避難行動要支援者の所在把握及び情報提供

- ① 避難せずに済んだ在宅の避難行動要支援者についても、所在情報をもとに、現 状等の情報収集に努めるとともに、必要な情報提供ができるよう工夫します。
- ②避難所と違い在宅生活者への情報提供は遅れてしまう恐れがあるので、広報紙等の配布や掲示板の場所等の伝達を行い、確実に情報が提供されるように工夫します。

2) 在宅避難行動要支援者に配慮した物資の供給

- ① 在宅の避難行動要支援者についても、ニーズの把握を行い、必要に応じて食糧、飲料水、介護用品等の供給に協力します。
- ② 救援物資等の提供体制が避難所を中心に行われることが考えられることから、物資配布日の連絡や取りに行けない人に対する支援等に協力します。

3 要配慮者の特徴と支援のポイント

病気の特性や障がいの種類、程度によって、避難支援の際の配慮や注意点は様々です。 避難行動要支援者を含む要配慮者の避難支援が円滑に行えるよう、日頃から気にかけて いただきたいことと、災害時の声掛けや誘導にあたってのポイントを紹介します。

3-1 寝たきりの人への配慮

特 徴

- 〇自力で災害に対応する行動 が制限され、自分の身体の 安全を守ることが難しい。
- ○相手に自分の状況を知らせ ることが難しい。
- ○担架や車いすなどの移動用 具と複数の支援者が必要に なる。
- ○温度変化等への抵抗力が弱 い。

- ●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケー ションを積極的にとるように心がけましょう。
- ●要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。
- ●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行いましょう。また、移動用具の保管場所を確認しましょう。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができますので、その方法について確認しておきましょう。
- ●医療・介護関係者や家族等との連絡体制を確認しておきましょう。
- ●災害時には、いち早く安否確認に向かいましょ う。また適切な情報を伝えて、不安をやわらげて あげましょう。
- ●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の 人に声をかけ協力して避難誘導にあたりましよ う。
- ●トイレ・入浴設備など物的配慮をしましょう。
- ●家族に対する支援もするようにしましょう。



3―2 認知症を有する丿	人への配慮
特 徴	支援のポイント
○自力で判断し、行動することが難しい。 ○相手に自分の状況を知らせることが難しい。	 ●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。 ●可能であれば、要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。 ●身体に触れたりすることで、余計に混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとってしまう場合がありますが、叱ったりせずゆっくり丁寧に話しかけましょう。同時に二つ以上のことを伝えないようにしましょう。
	●災害時には、いち早く安否確認に向かいましょう。また適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。●必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょう。●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。

3-3 視覚障がいのある人への配慮

特数	支援のポイント
○視覚による被害状況等の情報収集が難しい。 ○災害時には、いつもどおりの行動ができなくなり、自分ひとりでは動くこと、避難することができない。 ○避難所等慣れない場所で行	●日頃からあいさつや声かけを行うなど、音声によるコミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。●可能であれば、要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。
動することが難しい。	 ●災害時には、いち早く安否確認に向かいましょう。また適切な情報を伝えて(音声による情報伝達が必要)、不安をやわらげてあげましょう。 ●避難誘導をする際は、支援者の肩やひじを持ってもらい、ゆっくり、自分が先に立って誘導しましょう。段差や行き先、障害物の有無について、声をかけながら安全に誘導しましょう。 ●避難所内の案内をするようにしましょう。

3-4 聴覚障がいのある人への配慮

特 维

- 〇外見からは障がいのあるこ とが分からない。
- 〇言葉で相手に自分の状況を 知らせることが難しい。
- 〇音声(テレビ・ラジオ・電話など)による被害状況などの情報収集が難しい。
- 〇必ずしも手話ができるわけ ではない。

支援のポイント

- ●日頃から筆談や身振りなどでコミュニケーション を積極的にとるように心がけましょう。また、ロ の動きで言葉を理解できることもありますので、 身振りを交え、正面から大きく口を開けて、ゆっ くり話しましょう。
- ●可能であれば、要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。
- ●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきましょう。
- ●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に 誘導しましょう。
- ●避難所では情報から取り残されないよう、掲示板 などを利用し、情報を伝えましょう。

3-5 音声・言語機能に障がいのある人への配慮

特 徴

- ○外見からは障がいのあることが分からない。
- ○言葉で相手に自分の状況を 知らせることが難しい。

- ●日頃から筆談や身振りなどでコミュニケーション を積極的にとるように心がけましょう。また、相 手の言葉を注意深く聴き取るように心がけましょ う。
- ●可能であれば、要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。
- ●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきましょう。
- ●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に 誘導しましょう。

3-6 肢体不自由のある人・平衡機能障がいのある人への配慮

特徵

- ○自力で災害に対応する行動 が制限され、自分の身体の 身を守ることが難しい。
- 〇自立歩行が困難な方や寝た きりの方など、状況によっ ては、担架や車いすなどの 移動用具と複数の支援者が 必要になる。
- 〇まひ等で言葉が不自由な人 は、言葉で相手に自分の状 況を知らせることが難し い。

- ●日頃からあいさつや声かけを行うなど、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。
- ●可能であれば、要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。
- ●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行いましょう。また、移動用具の保管場所を確認しましょう。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができますので、その方法について確認しておきましょう。
- ●家具の転倒防止など、あらかじめ住まいの安全を 確保しましょう。
- ●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また言葉が不自由な方には、筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきましょう。
- ●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して、避難誘導にあたりましょう。
- ●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に 誘導しましょう。
- ●トイレ等の設備の確認をしておきましょう。



 ±	徴
∤ त	1 ± X

支援のポイント

- ○障がいの程度や種類によっ て、必要な支援が大きく異な る。
- ○外見だけでは、障がいがある かどうか分かりにくく、自力 歩行や素早い避難行動が困難 な場合がある。
- 〇人工透析など医療的援助が必要な場合がある。
- ○適切な医療機材(人工呼吸器、酸素ボンベなど)、医薬品がなければ、命に関わる場合がある。
- 〇災害の状況によって、状態が 悪化することがある

- ●日頃からあいさつや声かけを行うなど、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。
- ●可能であれば、要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。
- ●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行いましょう。また、移動用具の保管場所を確認しましょう。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができますので、その方法について確認しておきましょう。
- ●かかりつけの医療機関や必要な医療機材、医薬品 など事前に確認しておきましょう。
- ●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安 をやわらげてあげましょう。
- ●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の 人に声をかけ協力して、避難誘導にあたりましょ う。
- ●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に 誘導しましょう。

3-8 高齢者(一人暮らしや高齢者だけで住んでいる人)への配慮

特 维

- ○周囲からの情報が乏しく、 緊急事態の察知が遅れる場 合がある。
- 〇体力が衰え、行動機能が低 下している場合があるが、 多くは自力で行動できる。
- 〇地域とのつながりが希薄に なっている場合がある。
- ●社会参加を積極的に呼びかけましょう。
- ●一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。
- ●災害時には、適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。
- ●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう.

3-9 知的発達に障がいのある人への配慮

特 徴

- ○災害の発生による環境等の変化によって、精神的動揺が激しくなる場合がある。
- 〇一人では危険の察知や状況判 断が困難で、逃げ遅れる場合 がある。
- ○急激な環境の変化に順応しに くい。

支援のポイント

- ●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケー ションを積極的にとるように心がけましょう。
- ●可能であれば、要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。
- ●身体に触れたりすることで、余計に混乱したり、 大声をあげたり、予期しない行動をとってしまう 場合がありますが、叱ったりせずゆっくり丁寧に 話しかけましょう。
- ●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。
- ●言葉が伝わりにくい場合には、ジェスチャーや簡単な絵で理解してもらえるよう工夫しましょう。
- ●必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしま しょう。
- ●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、手を引いて、安全に誘導しましょう。

3-10 発達障がい・精神障がいのある人への配慮

特徵

- 〇多くは自分で危険を判断し、 行動することができる。
- ○普段から服用している薬を携帯する必要がある。
- ○災害発生による環境の変化に よって、精神的な動揺が見ら れる場合がある。

- ●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケー ションを積極的にとるように心がけましょう。
- ●可能であれば、要配慮者の家族等と一緒に避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。
- ●服用している薬の名前や量を事前に確認しておきましょう。
- ●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。
- ●避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に 誘導しましょう。

3-11 妊婦・乳児のいる母親への配慮

特徵	支援のポイント	
〇行動が低下しているが、自分	●避難誘導をしてくれる人の確保が必要となりま	
で判断し行動できる	호 。	
○特に妊婦については、発災に	●避難生活での防音や衛生面での思いやりや心配り	
よる急激な環境の変化によ	をしましょう	
り、緊急に医療を必要とする	●緊急時に医療機関との連絡体制の確保しておきま	
場合がある	しょう	
	●災害で受けた心の傷へのケア体制の確保が必要と	
	なります。	

3-12 子ども(乳幼児・児童)への配慮

特 徴	支援のポイント
○危険を判断し、行動する能力はない。 ○4歳から5歳を過ぎれば、事故対応能力が備わってくる。 ○5歳から自我が芽生える。	●保護者の災害対応能力を高めることが大切です。 保護者への学習機会の提供や啓発をしましょう。●子どもを対象に、また子どもも含めた防災訓練や 防災学習会を開催し、防災について学ぶ機会を作 りましょう。
	●3歳以上の子どもなら分かりやすく伝えることで、指示に従うことができます。 ●被災により保護者等が養育することが困難な場合への対応が必要となります ●災害で受けた心の傷へのケア体制の確保が必要となります。

3-13 外国籍住民への配慮

特徵	支援のポイント	
〇日本語を理解することが難し	●日頃からあいさつや声かけを行うなど、コミュニ	
く、緊急の情報が伝わりにく	ケーションを積極的にとるように心がけましょ	
U N₀	う。	
〇日本の災害の特徴を知らない 場合があり、対応が遅れる可 能性がある。	●英語のみではなく、多言語による情報提供が必要 となります。	
	●身振り手振りや絵図などを交えた情報伝達が必要 となります。	

おわりに

この避難誘導マニュアル指針は、冊子を作ることが目的ではありません。

災害の際には、「人命を守る」ことを第一に地域のみんなで助け合い、安心して避難所へ避難することが最大の目的です。

そのためにも、このマニュアル指針に基づき、災害に応じて地域から避難所までの避難ルートをはじめ安否確認、避難行動要支援者への対応、非常持出品や日常からの備蓄の点検など地域の実情に応じた避難誘導マニュアルを作成いただきますようお願い申し上げます。

また、随時、見直しを行うことにより、より地域の実情に応じたマニュアルに更新していただくことも大切です。

初版以降、全国各地で発生した災害により、国では警戒レベルの新設、避難勧告等に係るガイドライン改正、気象情報等の改正、各種カイドラインの改正等がありましたので、この度、この避難誘導マニュアル指針を改訂することとなりました。

なお、この指針の策定並びに改訂に際し、内閣府をはじめ気象庁、消防庁、福岡県、 三重県津市などの種資料等を参考にさせていただくとともに、元内閣府政策統括官(防 災担当)の日原洋文様をはじめ多くの方々からご指導をいただきました。

このマニュアル指針の作成並びに改訂にお力添えをいただきました日原洋文様をは じめ多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

≪参考文献≫

- 消防庁防災マニュアル
- 福岡県自助行動啓発マニュアル
- 津市避難行動要支援者避難支援対策マニュアル
- 内閣府、気象庁ホームページ

発 行 平成 28 年 1 月 改 訂 令和 3年 3月

【お問い合わせ等】

滋賀県近江八幡市市民部危機管理課

< ○ 0748-33-4192 FAX 0748-33-4193 ≫

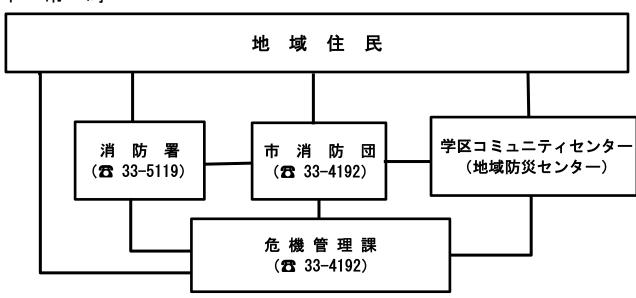
※避難行動要支援者に関することは、

滋賀県近江八幡市福祉保険部福祉政策課

< ○ 0748-36-5585 FAX 0748-32-6518

住民への情報伝達フロー

平 常 時



災 害 時

